

**第 3 号**

**(9月20日)**



令和6年 熊本県議会9月定例会会議録

第3号

令和6年9月20日(金曜日)

議事日程 第3号

令和6年9月20日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(48人)

星野愛斗君  
 住永栄一郎君  
 亀田英雄君  
 幸村香代子君  
 杉寫ミカさん  
 立山大二朗君  
 斎藤陽子さん  
 堤泰之君  
 南部隼平君  
 本田雄三君  
 岩田智子君  
 前田敬介君  
 坂梨剛昭君  
 荒川知章君  
 城戸淳君  
 西村尚武君  
 池永幸生君  
 竹崎和虎君  
 吉田孝平君  
 中村亮彦君

高島和男君  
 末松直洋君  
 増永慎一郎君  
 前田憲秀君  
 松村秀逸君  
 岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 橋口海平君  
 緒方勇二君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 山口裕君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西聖一君  
 鎌田聡君  
 瀧上陽一君  
 坂田孝志君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君  
 前川收君

欠席議員氏名(1人)

高井千歳さん

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君  
副知事 竹内 信義君  
副知事 亀崎 直隆君  
知事公室長 内田 清之君  
総務部長 小金丸 健君  
企画振興部長 富永 隼行君  
理事 阪本 清貴君  
理事 府高 隆君  
健康福祉部長 下山 薫さん  
環境生活部長 小原 雅之君  
商工労働部長 上田 哲也君  
観光戦略部長 倉光 麻里子さん  
農林水産部長 千田 真寿君  
土木部長 宮島 哲哉君  
会計管理者 川元 敦司君  
企業局長 深川 元樹君  
病院事業者  
管理 者 平井 宏英君  
教育長 白石 伸一君  
警察本部長 宮内 彰久君  
人事委員会  
事務局 長 城内 智昭君  
監査委員 藤井 一恵君

#### 事務局職員出席者

事務局 長 波村 多門  
事務局次長  
兼総務課長 本田 敦美  
議事課長 富田 博英  
議事課長補佐 岡部 康夫

午前10時開議

○副議長(高木健次君) これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問

○副議長(高木健次君) 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

岩中伸司君。

〔岩中伸司君登壇〕(拍手)

○岩中伸司君 おはようございます。新社会党の岩中伸司です。

ここに立てば、非常にやはり緊張して、眼鏡を外さないと皆さんの顔は見えません。字を見るときには眼鏡をかけなければなりませんし、ぜひこの1時間よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そしてまた、木村知事、あなたに初めて私は質問させていただきます。ほかの執行部の皆さんも、初めての方もたくさんいらっしゃいますけれども、ぜひよろしくお願ひをいたします。

猛暑が続いて、非常に危険な状態があるなどというふうな思いでいます。後期高齢者となった私ですけれども、元気で力いっぱい、皆さんに負けなように質問をしていきたいな、このように思っているところです。

どうも世の中は、非常に物騒になりつつあります。気候だけじゃなくて、私たちの食べ物もなくなってしまうような、本当にこれからの農業がどんなになるのかなど、非常に心配です。常識を超えた世の中の動きがあるようですので、ぜひ、そういう問題に対しても、私たちは真剣に取り組んでいかなければならないし、県の執行部も、木村知事を中心として、ぜひよろしくお願ひをしておきたいというふうに思います。

振り返ってみれば、38回目の質問になりました、それでも第1回と変わらない気持ちです。知事も、福島知事から潮谷知事、ずっと4代これまで質問させていただいたんですけれども、しっかり頑張っていきますので、よろしくお願ひします。

もう既にいろいろ討論されましたけれども、まず最初に、水俣病問題について御質問させていた

だきます。

水俣病公式確認は、1956年、昭和31年5月1日に、チッソ附属病院より水俣保健所に奇病発生との報告があった日とされています。

3年後の1959年10月6日、チッソ附属病院で続けられていた猫実験が、工場のアセトアルデヒド酢酸系の排水口から落ちてくる排水を毎日200ccずつ経口投与していたが、けいれん発作等々で目が見えなくなったりして、猫が衰弱したことが判明をして、水俣病の症状であることが確認をされています。すぐにチッソ工場に報告をされ、水俣病にとって極めて重要な日となりました。

11月には、厚生省食品衛生調査会水俣食中毒部会が、原因は有機水銀化合物と断定をし、閣議に報告しましたが、当時の池田通産大臣が、有機水銀が水俣工場から流出との結論は早計と発言をし、食中毒部会が解散させられ、水俣病の所管が厚生省から経済企画庁に移管されました。

経済企画庁というのは、国民の健康問題を取り扱う官庁ではなく、経済政策を基本的な任務とする総理府の外局です。当時の国の政策は、高度経済成長を優先させたことで、公害対策は後れを取ったことになります。

1959年12月19日、排水浄化装置、サイクレーターが完成をし、排水は浄化されると発表をし、竣工式では、吉岡社長が、寺本知事や市の幹部などの前で、排水が浄化されてこんなにきれいですとばかりに飲んで見せたそうですが、飲んだ水は水道水と入れ替えたものと社員の一人が発言をしています。

また、サイクレーターは、沈殿物を除去するだけで、水銀除去性能がないことはチッソの幹部は知っていたし、メーカーも、沈殿物を除去するだけで、それ以上のものではないと説明をしています。

チッソ水俣工場で最初にアセトアルデヒドの生産が始まったのは、1932年、昭和7年5月、今から92年前です。1968年5月にアセトアルデヒド製造停止されるまでの36年間、生産は続けられ、メチル水銀を含む廃液は、何の処理もせずに水俣湾に流出していました。

プラスチックなどの化学製品の原材料であるアセトアルデヒドの生産は、それまでヤシ油から採取していたものを、チッソは、有機化学の研究により技術を独自に開発し、1952年以降、約10年間にわたり市場を完全に独占をしました。

生産量は、1953年には6,592トンとなり、最盛期の1960年には4万5,244トンにも達し、戦後の高度経済成長期、経済最優先が生んだ公害が水俣病です。

各地で患者が裁判を闘う中で、2004年、最高裁は、国や県がチッソに対し必要な規制をせず被害を拡大した責任を認め、賠償を命じました。国、県は、1959年11月末までには、原因はチッソの流す有機水銀だと認識できたのに、規制措置を取らなかったと認めたのです。

水俣病特別措置法が国に義務づける不知火海沿岸の住民健康調査について、環境省が2025年度に最大500人規模で試験的に実施する方向で最終調整しているとのことですが、アセトアルデヒドの生産から92年、水俣病公式確認から68年も経過している今、あまりにも時間がかかり過ぎると思います。

不知火海沿岸の住民健康調査を一日も早く終わらせる県としての対応を知事に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩中議員からの御質問、まずは水俣病問題についてお答え申し上げます。

7月8日から11日にかけて、水俣病関係団体の皆様と伊藤環境大臣との再懇談が実施され、私も

全ての懇談に同席いたしました。また、8月4日と17日には、関係団体の皆様と県との懇談も実施いたしました。

これらの懇談においては、十分な時間を確保して、皆様から様々な御意見をお聴きすることができ、御要望についても、しっかりと受け止めさせていただいたところでございます。

お尋ねのありました健康調査についてお答えいたします。

平成16年の最高裁判決以降、県から国に対して、要望や幾つかの提案を行いました。その結果、特措法に、国が調査研究を実施し、県はそれに協力すると法律に明記されました。

特措法成立後も、県から国に対して、機会あるごとに健康調査に向けた取組の加速化を要望してきました。

現在、国では、専門家による研究班を立ち上げ、健康調査の在り方についての検討を進めていますが、改めて、私からも、本年5月に伊藤環境大臣と直接お会いして、より納得性の高い健康調査を早期に実施するよう要望したところでございます。そして、7月には、水俣病関係団体との再懇談の場で、環境大臣が遅くとも2年以内をめどに開始すると表明されました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、健康調査については、規定された特措法の施行から既に長い時間が経過しております。8月に実施した団体の皆様との懇談においても、調査手法に関する多くの御意見を直接お聴きしました。

県としては、健康調査が2年以内に確実に実施されるよう、引き続き、国が進める調査の在り方の検討内容を注視していくとともに、国に対して必要な協力を行ってまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 答弁をいただきました。

引き続き、国の検討内容を注視して、県としても全力で頑張るということですが、水俣病で苦しんでおられる方というのは、今もやっぱりたくさんいらっしゃるのではないかとこのように思います。

県としては、その苦しんでいる方の立場に立って、やっぱりそれに対応して解決をしていく、困っている方を助けてやるというふうな形で進むためには、一刻も早く不知火海沿岸の健康調査については、やっぱり県としてもちょっと力を入れていってほしいなど、このように思うところです。

そして、さらに、不知火海沿岸の健康調査を今後2年間のうちにスタートさせるという、まあ健康調査をスタートさせるということで、2年間ですってしまうということならまだ分かるんですけども、これがスタートなんだということですから、これからもまだ何年かかっているのではないかと、そのような心配をしています。

それともう一つ、一昨日、18日かの新聞報道で知ったんですけども、マスコミで報道された水俣出身の大戸迫さん、59歳と書いてあって、この方が、水俣病に、申請を2度県から棄却されたということで、また再度ですね——その記事だけを見ても、素人の私でも、この人はやっぱり水俣病で間違いないなというふうな思いもするところですので、できれば、県としては、患者の立場になった県の対応を実行するとすれば、この大戸迫さんの問題についても解決をするように、ぜひよろしく、強くこれはお願いをしていきたいというふうに思っているところです。よろしくお願いをします。はいとは言われませんが、そうですね。そうですか。ぜひよろしくお願いをします。

それでは、TSMC第3工場誘致等について伺いたいというふうに思います。

台湾のTSMCは、生産子会社のJASMを菊

陽町に建設し、年内にも量産を始める動きです。第2工場も、すぐ隣の32ヘクタールの敷地に建設が始まり、2027年までには操業予定となっています。

J A S Mには、国民の血税である公費が、第1工場分4,760億円、積み増し分7,320億円、合計1兆2,080億円の補助がなされています。加えて、周辺のインフラ整備で1,370億円の事業費が見込まれています。住民も行政も、J A S Mに対して社会的責任を求めていくことも重要なことです。

8月26日、木村知事は、台湾を訪問し、台湾積体回路製造、T S M C本社に対して、熊本県内に第3工場の建設を検討願いたいと要請されたとの報道を伺いました。経済効果最優先の政策では、県民の暮らしを守ることはできません。

熊本地域11市町村は、日常生活や産業用水のほぼ100%を地下水で賄っており、地下水の枯渇や汚染への不安も広がっています。地価の高騰や交通渋滞などから、県民生活への影響も深刻となっていて、さらには農業への悪影響も大きなものがあります。

工業用地や宅地など農地転用がほとんどで、2021年のT S M C進出決定以降、菊陽町など菊池地域だけで162ヘクタールの農地が転用されました。

T S M C第3工場については、知事自ら熊本県内への誘致をされているようですが、県としては、熊本地域11市町村以外の県内への誘致にすべきと思います。県の考えを商工労働部長にお尋ねをいたします。

さらに、2つ目として、地下水の水質保全について、昨年に続き再度質問します。

菊陽町は、セミコンテクノパークが造られ、ソニーや東京エレクトロンが進出し、半導体関連の工場が集まり、県内では数少ない人口が増えてい

る町です。そこに、さらに巨大なT S M Cが来て、地域は激変しています。

T S M C 1社だけなら問題ありませんが、多くの半導体関連企業が周辺に設置されると、さらに多量の地下水揚水、浸透量減少が考えられます。工場の敷地だけでなく、周辺道路が増設、拡幅されることで、地表面がアスファルトやコンクリートで覆われる面積が大きくなり、降雨流出水が発生をします。現状でも、涵養域が減り、涵養量は減少傾向であることを、熊本地域地下水総合管理計画が将来予測で明らかにしています。

涵養域の減少がこのまま続けば、2024年度の地下水涵養量は、2007年度と比べ、年間約3,700万トン減少すると予測されており、地下水位も低下を続け、台地部での井戸がれや湧水の枯渇が懸念されます。

さらに、心配なものは、P F A S、有機フッ素化合物などによる地下水汚染です。発がん性、免疫機能低下などが指摘されるP F A S汚染が生じたら、重大な事態になります。工場周辺の大気、白川下流、有明海の汚染が危惧されるところです。

県としては、昨年9月議会で、事業者に求める涵養目標を、取水量の1割から原則10割に見直すことや、雨水浸透ます、浸透性の調整池の設置など、様々な涵養を推進していき、排水については、下水処理場において適正に処理され、水質確保のため、関係市町と連携し、各段階でしっかりと監視を続けると答弁されています。地下水を汚染から守るために、県の取組をさらに強化してもらいたいと考えています。

半導体関連企業は、多くの化学物質を使用し、その中には法令で規制されないものも含まれると聞いています。一方、使用する物質は、企業が競争上の地位を優位に保つため、企業秘密として明

らかにされることはありません。

このような背景から、県民の中には、半導体関連企業からの排水に対して不安を抱く方もおられます。

そこで、未規制の化学物質が含まれる可能性がある半導体関連企業からの排水について、熊本県としてどのように取り組まれるのか、環境生活部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) まず、TSMC第3工場の誘致についてお答えします。

議員御紹介のとおり、先月、知事がTSMC本社を訪問し、第1工場の操業開始や第2工場の建設開始に向け、県が全力で支援していくことを伝えた上で、第3工場もぜひ本県に検討いただきたい旨を要請いたしました。

企業が工場の立地場所を検討する場合においては、一般的に、原材料の入手先と製品の消費地との距離、労働力の確保、産業の集積の3つの因子が立地の意思決定に大きな影響を及ぼすと言われています。まさに、TSMCの進出に当たっては、セミコンテックパークに半導体関連企業が集積していることが大きく寄与したものと理解をしています。

現在、県では、菊池市、八代市において、企業進出の受皿となる県営工業団地の整備を進めており、加えて、県内の7市町村においても、新規工業団地の整備を計画されています。

県としては、県土の均衡ある発展に向けて、県内全域への立地についても働きかけを行っているところです。具体的には、首都圏等での展示会や県のホームページにおいて、県内の工業用地等の情報を幅広く紹介をしているところですが、企業の立地決定については、最終的にはそれぞれの企業が判断されるものと考えます。

TSMC会長のシーシー・ウェイ氏は、6月の記者会見で、まず第1、第2工場を成功させること、そして、地元の賛同が得られることを前提に、第3工場の建設を検討する可能性がある旨の発言をされています。

まずは、TSMCの日本における第3工場の立地する場所として本県が選ばれるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 未規制の化学物質が含まれる可能性がある排水への対応についてお答えいたします。

法令等で規制基準等が設けられていない未規制の化学物質については、18種類の金属類、250種の有機フッ素化合物を含む1万種を超える化学物質を対象に、環境モニタリングを実施することとし、工場周辺の河川水及び地下水について、昨年8月から水質調査を行っています。

この環境モニタリングでは、新たな半導体関連工場の稼働前後の環境変化について、客観的かつ科学的に確認します。そして、その調査結果は、専門家で構成する委員会の意見を添えて公表するとともに、適切な対応につなげてまいります。行政によるこのような調査は、全国でも例のない先進的な取組です。

また、この環境モニタリングを含む地下水の水質保全の取組については、地下水涵養などの水量の保全に向けた取組と併せて、パンフレットや動画による情報発信にも努めています。

このような地下水保全の取組を強力に推進していくため、5月に知事を本部長とする地下水保全推進本部を設置し、地下水を質と量の両面で問題が生じないよう、関係部局が連携し、さらには関係市町村とも協力して取り組む体制を構築いたしました。



今後とも、県民の宝である地下水を確実に保全するための取組を実施していくとともに、正確な情報を発信することで、地下水に関する県民の皆様の不安を払拭できるよう、全力で取り組んでまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 それぞれ部長から答弁をいただきました。

TSMCの工場進出によって、菊池、菊陽町周辺は大変な状態になっていることを、交通量も含めて、日常生活が変わってしまっているなというふうな思いでいるところです。

第3工場の誘致も、知事自ら台湾へ伺って要請されているようですが、それもどう動きになるのか、腹の中では私はもうストップしていただきたいなぐらい、先ほど水俣病の問題を質問したんですけれども、本当に水質の問題や地域が経済優先になっていって突っ走っていったら、本当に暮らしがどうなっていくのかという心配もあるところです。

しかし、今の現状では、第3工場の誘致をずっと進めていくということですので、私が先ほど質問しましたように、現地菊陽町を中心としたあの工業団地以外のところで誘致をされるように、ぜひお願いをしておきたいなというふうに思うところです。

それから、知事を本部長とする地下水の対策は、この保全推進本部というので結成をされながら、これから慎重に、そして先進的な取組で、他県にはない取組をするという部長の決意が述べられました。

ぜひ、地下水のこの点検については、市民が安心して——熊本地域の100万ぐらいの人たちが、全ての人が地下水に頼る生活をしているわけですし、非常にすばらしいこの水を汚さないように、

しっかり監視をしていただき、注意を促していただきたい、このように申し添えておきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、川辺川ダム建設について、3番目の質問をいたします。

昨年の9月議会で、川辺川ダム建設について蒲島前知事に質問したところ、蒲島前知事は、令和2年7月豪雨の甚大な被害の状況を目の当たりにして、二度とこのような被害を起こしてはならないと固く決意をし、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を、国や流域市町村、そして地域住民と一緒に推進すると答弁をされました。

ダム反対で一生懸命、蒲島知事、活動していただいていたんですが、この大雨で、この被害でころっと考え方が変わってしまったな、そんな思いをしていますが、現在、県としては、流水型の川辺川ダム建設推進の方向を示しておられます。

蒲島前知事は、川辺川ダム建設については、2008年9月に、清流は宝、ダムなき治水を極限まで追求すると決意をされましたが、一転して川辺川ダム建設推進に方向転換されたのです。

緑の流域治水と表現し、環境に優しいダムを強調したい思いが伝わってきますが、しかし、流水型ダムでは、命も清流も守れないことは明らかです。

洪水時の河川は、大量の土砂などを流下させるので、ダムに土砂等が堆積をし、土砂などで埋まっていくことは明らかです。

全国の流水型ダムでは、ダム完成後にアユなどが激減をし、濁りが長期化するようになりました。上流や下流に土砂が堆積して雑草が生え、生態系も景観も大きく変わっています。

20年7月の球磨川豪雨災害の国交省の見解は、川辺川ダムがあれば人吉市の被害の6割はなかったと言われますけれども、川辺川上流にはあまり

雨は降っていません。下流の人吉への被害への影響はほとんどありません。川辺川ダムがあっても、影響は微々たるものです。

また、支流の氾濫は、球磨川本流の水位上昇によるバックウオーターが原因で、川辺川ダムで本流水位を下げれば、本流も支流も氾濫しないと言いますが、山田川など球磨川支流の氾濫は、午前6時頃から始まり、午前6時半から午前7時過ぎにピークに達しています。

人吉で亡くなった20名の方々は、全て支流氾濫によるもので、亡くなった時間は午前7時から8時と推定されています。これは、球磨川本流がピーク流量に達する午前10時頃より2時間以上も前になります。時間や水の流れた方向を考えても、バックウオーターによる氾濫だけが原因とは考えられません。川辺川ダムで本流の水位を下げて、支流氾濫は防げません。

現在、県は、流水型のダム建設推進の立場ですが、流水型ダムであっても、清流川辺川を壊し、環境破壊を進め、洪水対策にもなりません。川辺川ダム建設中止を強く求めるべきと考えますが、木村知事の見解を伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

**○知事(木村敬君)** 川辺川におけるダム建設についてお答え申し上げます。

私は、県民の命と暮らしを守ることを、知事選のマニフェスト、「県民への10の約束」の第1に掲げております。

その中で、新たな流水型ダムの整備、遊水地の活用、森林の整備、避難体制の強化などに総合的に取り組む緑の流域治水を推進することが、球磨川流域の安全、安心につながると考えております。

このため、新たな流水型ダムの建設中止を求めることはいたしません。

ただ、議員御指摘のような御懸念をお持ちの方がおられることは、私も十分承知しておりますので、その点についてお答え申し上げます。

まず、洪水時にダムに土砂などが堆積し、生態系などが大きく変わってしまうということでございますが、川辺川の新たな流水型ダムは、できる限り自然の川の流れに近づけるため、ダムの底に現在の川底と同じ高さで、同じ水面幅の放流施設を設けることで、ゲートを閉めなければ、水や土砂の連続性を常に確保できる構造で検討されています。

また、仮に洪水をためた場合でも、下流の安全を確認しながら速やかに放流するため、貯水時間は平均1日程度、最大で3日程度とされています。このため、洪水に伴う土砂の堆積や濁りの期間については、ダム建設前後で大きな差は生じないと予測されています。

また、先ほど申し上げましたダムの底に設ける放流設備を通じて、アユなどの魚類の移動や生息環境の維持が図られるとともに、適切に維持管理を行うことにより、環境への影響の最小化が図られるものと認識しております。

次に、令和2年7月豪雨時に、川辺川上流部にはあまり雨が降っておらず、ダムがあっても影響は微々たるものということでございます。

この点につきまして、令和2年7月豪雨では、川辺川の雨量、これは、戦後最大の被害をもたらした昭和40年7月洪水や昭和57年7月の洪水を上回る降雨が記録されています。相良村の柳瀬地点での水位は、観測開始以来最高となったことは、観測データでも明らかです。

相良村の川辺川では、実際に氾濫が発生しておりますし、さらに、川辺川と球磨川の洪水のピークがほぼ同時刻となり、これらの合流地点から下流では、より甚大な被害が生じました。

また、川辺川の流域面積は、人吉地点から上流における球磨川水系の流域面積全体の5割近くをこの川辺川が占めておりまして、川辺川の新たな流水型ダムで洪水を一時的にため、球磨川へ流れ込む洪水量を減らすことが、下流の氾濫を防ぐために有効であると考えております。

最後に、川辺川ダムで本流の水位を下げても支流氾濫は防げないとのことですが、この点につきましても、令和2年7月豪雨と同様の洪水が発生した際の流水型ダムの効果を試算したところ、7月4日の午前3時頃にダムの洪水調節を開始するとしますと、その効果が山田川合流地点で午前4時から5時頃の時間帯から徐々に発揮されることが確認されています。

これにより、球磨川本川の水位が低下して、球磨川に注ぐ人吉市の山田川の氾濫は発生しないという結果になりました。このことは、球磨川水系河川整備計画策定時の学識者懇談会で、専門的な観点から確認いただいております。

以上、議員の御指摘の御懸念に対する説明を申し上げますが、今後も、国では、環境アセスメント終了後も、大型水理模型を用いた実験を重ねるなど、流水型ダムの治水効果の最大化と環境影響の最小化に向けて、さらなる検討を進められると伺っております。

県としても、引き続き、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水について、県民の皆様の理解がさらに深まるよう、丁寧に説明を続けてまいります。

以上でございます。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 知事の答弁をいただきました。

流水型ダムの建設中止を求めることはないという強い決意を述べられましたが、私は、本当に流水型ダムで命が守られるのか、清流が守られるの

かということをいろんなところでお聞きをしています。もう実際流水型ダムを造ったところでも、その川の上流は、大変土砂が堆積をしたり、いろいろ問題が起こっているということの話をたくさん聞きました。

ぜひ、この水害のときも、川辺川ダム、今、知事は、ダム建設のところも雨がかなり降ったという、そういうことでのお話だったようですけども、2020年のその当時、7月4日ですか、この日は、どうも川辺川の場合は上流にはあまり降らなかったと、川辺川ダム建設予定地から下流のほうにかなり多く雨が降ったということで、そういう情報も入ってきているんですね。

それと同時に、今、気候変動の中で雨が降る、台風で雨が降るといふところと若干状況が変わってくるそうですし、そして、球磨川そのものが、やっぱりこれまでいろんなダムを造ってきて、かなり川の水が汚れてきているという現実はあるというふうなことを、その川の周辺に住んでいる人からは聞きました。

ですから、昔のような清流球磨川ということではないような感じがするので、その支流の川辺川についても、私は、圧倒的な地区が、やっぱり山林、山が9割、球磨川の流れの中の山は9割山だそうなので、そこら辺の手入れもちゃんとしていかなければならないのではないかというふうに思います。

それと、水をためながらどうしていくかということで、今、県も一生懸命取り組んでおられます。田んぼダムということですね。これは、僅か——球磨川の通っているところでは、田んぼというのは僅か2.8%ぐらいしか用地はないそうですので、まあ、そこら辺はそんなに力を入れなくてもいいんじゃないかということも聞いています。

ぜひ、この川辺川ダム建設は、本当に、清流川辺川ということじゃなくて、命を守るために造るのかどうなのか、今度は目的が発電も何もないわけですので、やっぱりその安全面だけということですが、本当にそれで安全が、命が守られるのかというのは、今でも私は疑問を持っているところです。

またこれからもいろいろ勉強しながら知事とは議論をしたいなというふうな思いでいますので、よろしくひとつお願いします。

それでは、次の質問に移りますが、政府の特定利用空港、港湾の指定等について伺います。

政府は、安保3文書に基づき、自衛隊や海上保安庁による全国の空港、港湾使用を平時から可能にする特定利用空港、港湾に、熊本空港、熊本港、八代港などの12か所を新たに追加指定し、8月26日に県内3か所は特定利用空港、港湾となりました。

4月に政府が指定していた北海道や沖縄など7道県の計16か所と8月に指定された熊本県3か所など、対象施設は全国10道県で合計28か所になります。4月指定の沖縄県は、那覇空港と石垣港の2か所ですけれども、沖縄県内については、追加の指定が見送られています。

政府は、防衛力整備計画で、2023年度から5年間の軍事費を総額で43兆円にすることを決定しました。23年度防衛費予算は、前年度から1兆4,000億円増えて約6兆8,000億円、さらに、24年度は、1兆1,000億円増の約7兆9,000億円となり、24年度の文教予算約4兆円の約2倍にも達します。

防衛費は、来年度、2025年度予算案の概算要求では8兆5,389億円を要求しています。24年度予算より5,893億円増え、11年連続で増額をされ、過去最大となります。

今年7月28日から8月3日まで、自衛隊と米軍海兵隊の共同訓練が行われ、健軍駐屯地においては、日米の共同調整所を開設した机上訓練、指揮機関訓練と、高遊原分屯地においては、日出生台演習場及び大矢野原演習場において、日米共同の対着上陸戦闘訓練や射撃訓練等に参加する陸自航空機及び米軍海兵隊航空機の航空基盤として、駐機、燃料補給、整備等を実施されたと聞きます。この共同訓練には、日本の自衛隊から約950名、米軍は約300名が参加したとのことでした。

最近の政治情勢を考えると、戦争への道を突き進む動きを強く感じます。気づいたときには遅かったとならないためにも、憲法9条、戦争の放棄を明確にし、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」とした日本国憲法を守っていかなければなりません。

今回、政府の特定利用空港、港湾に熊本県の熊本空港、熊本港、八代港が指定されたことについて、県はどのように受け止められ、対処されたのか、知事公室長に伺います。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) 国は、8月26日に関係閣僚会議を開催し、県内の3施設を含む12施設を特定利用空港、港湾に追加いたしました。

この特定利用空港、港湾は、自衛隊や海上保安庁が、平素において必要な空港、港湾を訓練等で円滑に利用できるよう、各インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるものであり、武力攻撃事態等のいわゆる有事における利用を対象とはしておりません。

熊本空港、熊本港及び八代港に関しましては、本年6月、国から、県及び関係市町村に対しまして説明が行われました。

その中で、この枠組みは、有事における利用や新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置することを目

的とするものではなく、平素の訓練や大規模災害等の緊急時に空港、港湾を円滑に利用できるようにするものであり、当該施設が攻撃目標とされる可能性が高まるとは言えないとの説明を受けております。

また、あわせて、米軍がこの枠組みに参加することはないことについても説明を受けたところであります。

県といたしましては、この枠組みは、1つ目に、自衛隊、海上保安庁の優先利用を前提としてはおらず、有事の枠組みとは異なること、2つ目に、特定利用空港、港湾となることで、平素において必要なインフラ整備のより着実な推進が図られること、3つ目に、自衛隊、海上保安庁が、訓練等を通じ当該施設や周辺環境を熟知することで、大規模災害時における人の派遣や物資の輸送、国民保護における迅速かつ効率的な対応や取組につながるものであることを認識し、関係市町村の意見も伺いました。

その上で、7月26日に、県が所管する熊本港と八代港について、円滑な利用に関する枠組みを確認した旨、国に回答をいたしました。

なお、この枠組みを円滑に進めていくためには、国民の理解が不可欠でございます。県としては、国に対して、積極的な情報発信をはじめ、理解を深めるための取組を、責任を持って継続的に行っていただくよう要望を行っております。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 武力攻撃に対する問題ではないというふうな、まあ、一括してそういうことのものでありますけれども、私は、非常に危険だなというふうな思いで、この件については心配をしているところです。

ちょっと時間の関係もありますけれども、この武力攻撃に対する措置と私は理解しているんです

が、今回の指定も、九州では18か所、四国で4か所、本州ではたった1か所、北海道で5か所、これが九州が圧倒的に多いし、南西諸島では、もう既に自衛隊の配置もほとんど済んでいるような現状ですので、何かしら、本当にこの特定利用空港、港湾においては、民生利用を主としつつという、そういう、民生が強調されているようですけども、私は、やっぱり自衛隊や海上保安庁、そういう戦争につながるような動きになっていくのではないかという心配をしているところです。

戦争への道を走っている感を強く受ける場所ですので、県民の平和な暮らしを第一に考える県政の推進は、ぜひ県民の命を大事にするような県政の推進をお願いしたいというふうに思います。

ちょっと不満がありますけれども、次の質問に移らせていただきます。

阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道についてお尋ねをします。

昨年も、一般質問で、空港アクセス鉄道の建設については中止することを強く求めましたが、当時の蒲島知事は、空港アクセス鉄道は必要と考えている、空港アクセス鉄道なくして熊本の発展なしとの意気込みを持って、国やJR九州との協議などを進め、早期実現に向けて取り組むとの積極的な空港アクセス鉄道の必要性を答弁されました。

JR肥後大津駅から熊本空港までの空港アクセス鉄道は、今後、空港利用客が増加し、2017年度、334万人であったのが、2051年度では、その1.8倍、622万人に増加すると旅客数目標設定を具体化して、空港アクセス鉄道事業を進めようとしています。もう少し現実を直視し、必要性を判断すべきです。

建設費は410億円とされていますが、どこが負担をするのか、JR九州、国、県など、負担の協

議はどのように進められているのか、伺います。

J R肥後大津駅から熊本空港までの空港ライナーについて、さらに伺います。

県は、空港ライナーとして、2011年10月1日より、民間タクシーを利用する方法で、空港利用客の活用を試験運行として、2017年春まで利用客無料で運営してきましたが、2017年4月より本格運行として、現在までそれを継続しています。

本格運行になっても、利用客運賃は無料のままのようですが、運行開始から13年間、民間タクシーを利用したことになります。この13年間の経費は、どこが負担して、現在まで幾らかかったのか、伺います。

空港ライナーの利用状況を見ると、2023年は13万1,026人で、空港利用者333万5,476人の3.9%でしかありません。利用状況や建設費用等々を考えれば、空港アクセス鉄道建設は中止すべきです。企画振興部長に県の考え方を伺います。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 阿蘇くまもと空港へのアクセスは、熊本都市圏の交通渋滞の影響を大きく受けており、定時性や速達性の確保がこれまで長年の課題となっております。

また、昨年度の阿蘇くまもと空港の年間利用者数は約330万人と、コロナ前の96%にまで回復しました。今後も、国際路線の拡充に加え、J A S M工場の稼働等により、空港利用者数は引き続き増加していくことが予想されることから、大量輸送性の観点からも、一日も早い空港アクセス鉄道の整備が強く求められています。

なお、議員御質問の整備費用の負担については、J R九州との協議を行うとともに、国に対して最大限の支援を要望しているところです。

一方で、J R豊肥本線では、朝夕の通勤通学時間帯を中心に混雑が常態化しており、今後も、企

業の集積や沿線のまちづくりの動きが活発化することから、さらなる混雑率の悪化が懸念されます。

このため、半導体関連産業集積地における重要な交通インフラとして、空港アクセス鉄道の整備を進めるとともに、J R豊肥本線の輸送力強化に向けた取組を進めてまいります。

次に、J R肥後大津駅から阿蘇くまもと空港までを運行する阿蘇くまもと空港ライナーについては、平成23年から運行しており、年間約4,000万円の運行費用を、県に加え、地元の大津町、そしてJ R九州や熊本国際空港株式会社が共同で負担し、その運行を支えています。

空港ライナーとJ R豊肥本線を利用することで、熊本市中心部までを安価に移動することが可能であり、今年度は過去最高の利用者数で推移しています。

しかし、最大9人乗りのジャンボタクシーで運行する空港ライナーでは、輸送力に限界があり、今後増大する空港利用者に対応するためには、定時性や速達性、大量輸送性の観点から、空港アクセス鉄道の整備が必須であると判断しております。

世界に開かれた熊本県のさらなる発展を実現するため、空港アクセス鉄道の早期整備に全力で取り組むとともに、J R豊肥本線の輸送力強化の実現に向けて、スピード感を持って取組を進めてまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道について質問したんですけれども、空港ライナーについても、これも、私は今改めてこれが13年間費用が幾らかかったのかなと思ったら、5億2,000万円かな、これをやっぱり負担をしとったということで、その分、あそこを利用した人たち

はただで——これは、運送会社は大変なことだなというふうな思いでいるんですけれども、無料で続けたということにも大変問題があるなというふうな思っているところです。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道は、やっぱり早く造っていくというふうな決意が述べられましたけれども、ほとんど熊本空港を利用する熊本県民の人たちは車でやっているんじゃないかなというふうな思いでいるところですが、ぜひ——まだ分からぬかというやじが飛んでいましたけれども、私は、やっぱりアクセス鉄道はやめるべきだという、腹の中からそう思っていますので。しかし、以前のやじと比べて声が小さいなと思っています。もう少し大きい声でやじったほうが迫力があるというふうに思います。

それでは、県庁舎の冷房について伺います。

今年の夏の暑さは異常です。皆さんもそう思われると思いますが、8月は、熊本市では、最高気温が35度以上の猛暑日の日数が26日、最低気温25度以上の熱帯夜は28日、いずれも観測史上最多となっています。1か月の平均気温は30.6度、最高気温の平均は36.2度となり、これらも観測史上最高を更新しました。

熊本地方气象台によると、高気圧に覆われて晴天が続いた8月上旬は、特に気温が高く、熊本市では、4日に観測史上最高の38.8度を記録しています。18日まで猛暑日が続き、7月22日から数えて28日連続の観測史上最長記録となっています。地球温暖化が進んでいるのか、年々暑さが厳しくなっていくばかりのようです。

私は、県庁舎の冷房については、1998年9月議会、2015年9月議会、2018年9月議会、23年9月議会と、これまで4回の質問をしてきました。働きやすい職場環境づくりを要求してきました。今回は5回目となりますが、今年の暑さは、これま

での最高の暑さです。

7月8日の新聞記事で、県庁舎の冷房について記事があり、「26年ぶり 冷房見直し」「県庁 室温快適に」と見出し書きしてありました。木村知事の暑過ぎて県庁には行きたくないという県民もいるとの発言を機に……(発言する者あり)これはありがとうございます。県は、県庁舎の「冷房環境の見直しを進めている。」と記されています。

今年の夏は、冷房に関しては心配なく、快適な職場環境になることを期待していましたが、庁内を回ってみれば、以前とあんまり変わらず、28度を上回る職場と思えるような暑さを感じました。

環境問題もありますけれども、卓上扇風機やうちわなどを必要としない快適な職場環境にすべきですが、県としての対応について、総務部長に伺います。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長(小金丸健君) 県庁舎の冷房については、温室効果ガスの削減目標に向けて、県が率先して取り組んでいる省エネルギー対策を考慮しつつ、良好な執務環境が確保できるよう運用しています。

設定温度は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、快適な環境の基準値である冷房温度28度以下となるように調整しています。

実際の運用においては、各執務室内の温度と湿度をモニタリングし、不快指数や執務環境を把握しながら、吹き出し口の設定温度を変えるなど、調整を行っています。

特に、今年度からは、熱中症対策として取組を強化しており、空調運転期間外の5月下旬から猛暑日が続いている現在まで、空調の稼働を継続させています。加えて、朝夕の時差出勤の利用拡大

に合わせて空調運転時間を拡大しているほか、一般の台風第10号接近による災害警戒本部設置に伴う災害待機の際には、24時間空調機を稼働するなどの対応を行いました。

さらに、行事等で上着着用の来客などが見込まれる会議等においては、室内の設定温度を下げるなど、状況に応じた対応も実施いたしました。

そのほか、執務室については、暑いなどの声があった際には、その都度個別に執務環境を調査の上、必要な対応を講じるといった取組の強化により、より柔軟な運用に努めているところです。

県としては、今後とも、省エネ性能が高い機器の導入を進めるとともに、空調運転の柔軟な運用を強化することで、省エネ対策と良好な執務環境の両立を図っていきたくと考えています。

**○副議長(高木健次君)** 岩中伸司君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔岩中伸司君登壇〕

**○岩中伸司君** 空調については、執行部の努力も大変だなというふうに思っていますけれども、ぜひ、28度設定というのは、これは下げるわけにいけないですかね。私は、家で28度設定で実験してみましたが、暑くて仕方がないですね。これは、やっぱり吹き出し口は特に28度より下げないと、室温はそれよりも下がらないというふうに思いますので、これは、本当どこを回っても——これだけです、議員の皆さんのやじが飛ばなくて、賛成というような雰囲気になったのは。

ぜひ、やっぱり働く場所の環境をよくすることは、何よりも原則だと思います。ぜひ、これは、もう知事もそうおっしゃっていますけれども、県職の皆さんだけじゃなくて、来庁者の皆さんも、ああ、熊本県庁というのはいいとこやなと、また来たいなと思うような、そういう県庁に

していかなければならないというふうに思いますので、ぜひよろしく願いしておきたいと思いません。

どうも私も、質問するには、皆さんとは違って、もう夜も寝なし、ずっと頑張ってきたんですが、これぐらいの質問しかできません。新社会党も、もともと大きくなって、あっちこちに新社会党の議員が増えていくように私は頑張りたいと思っていますけれども、皆さんとともに、この県政の発展を目指して共に頑張っていきたいと思えます。よろしく願いしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

**○副議長(高木健次君)** この際、5分間休憩いたします。

午前11時休憩

---

午前11時10分開議

**○副議長(高木健次君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

亀田英雄君。

〔亀田英雄君登壇〕(拍手)

**○亀田英雄君** 皆さん、おはようございます。八代市・郡区選出・無所属の亀田でございます。

暑さ寒さも彼岸までと申しますが、朝夕などはそんな気配も感じられますものの、まだ日中は真夏です。先日、八代の農家の方から、暑さの影響で、野菜の種をまいても芽が出ないと嘆きの声を伺いました。農家の大変な作業を行っても、苦勞が報われないのでは、生産意欲はそがれます。また、米の値段が高いと報じられますが、生産者の所得に反映しているのかと疑問です。生産者の苦勞が報われるような仕組みづくりが必要だと思っております。

今回ではや3回目の質問となります。またすつ



とかいと言われると少し恐縮でございますが、今回も八代ネタをなるだけ標準語で、やればできるんだ、僕だってと頑張りたいと思いますので、よろしく1時間お付き合いください。

まず、大項目の1、イ業の振興、小項目1、イグサ・畳表産業を取り巻く状況について伺います。

私の地元八代市におきましては、今般、和紙畳表工場が誘致され、建設が決定されたとの報に接しました。

皆さんも御存じのとおり、八代地域は、全国一のイグサの生産地です。そのお膝元で、イグサを必要としない、和紙とは名ばかりの畳表工場が稼働することに、イグサの生産者や関係者からは、疑問や落胆の声が上がっているところです。

私自身も、和紙畳表工場の誘致は、イグサ農家の生産意欲に及ぼす影響はいかばかりかと思えますし、いかに企業誘致とはいえ、イ業の振興に水を差すものではないかと感じ、非常に残念な思いを抱いています。

国産イグサを使用した畳表は、これからも世代を超えて継承し、守りゆくべき貴重な日本文化そのものであると改めて思い、今回の質問に至りました。（「ええこと言うね」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

畳は、古くから日本人独特の生活に根差した日本固有の文化であり、日本人として安らぎを覚え、独特の感性を育んできたルーツとも言うべきものです。起きて半畳、寝て1畳、悪人は畳の上では死なれぬ、畳の上の水練など、畳という言葉を用いた慣用句が日本語には多くあり、昭和の歌には、四畳半という言葉が、当時のノスタルジーを如実に連想させる言葉として使われてきました。畳の上で死にたいということは、日本人として理想的な終末を迎えたいとの願望を表していま

す。また、茶道、華道、柔道など日本独自の文化は、畳抜きにはあり得ません。

生活様式の西洋化に伴い、畳の需要は減少の一途をたどり、国産イグサを使った良いものには付加価値のある価格はつくものの、中国産の安い価格帯のイグサが市場を占めていることもあり、国産畳表の売上げは頭打ちの状況であり、イ業を振興させ、イグサ農家の所得を向上させていくための打開策が見えない状況が続いています。

これまで行政の支援は、昨年6月議会の高野議員の一般質問に対する答弁にありましたように、以前製造が中止されたイグサハーベスタやカセット式移植機の製造再開など、イグサの生産資機材再生産への補助ということで、産地への支援が行われてきました。その効果で、令和3年度は、9年ぶりに栽培面積の増加につながったとのことでした。

また、高品質品種「ひのみどり」や栽培しやすい「涼風」の育成を行い、畳の持つ空気清浄機能やリラックス効果のPRによる需要拡大に向けた取組など、総合的な施策を展開していくとの答弁がなされています。生産者が安心してイグサ生産に取り組める環境づくりは必要不可欠です。

八代・宇城地域は、全国一のイグサの生産地であり、良質なイグサはブランドでもあります。緑のダイヤと言われ、畳が売れていた時代には、八代の町はにぎわっていた遠い記憶があり、今でも古きよき時代の語りぐさとして、今の経済状況と比べて話されることが多くあります。

そのような中で、日本人が、50年前、中国の安い人件費と製造コストに着目し、安いイグサの畳表の生産を中国で始めて日本に逆輸入したことから、国産畳表は大打撃を受けることになりました。

通常の輸入は、自国にないものにコストを乗せ

て販売し、双方の国に経済的な利益をもたらし、文化的にも外交的にもよい影響をもたらすものですが、中国産イグサの輸入の場合は、通常の輸入とは違い、日本にしかないものを、価格競争力とその強化だけを目的に、人件費と製造コストが安い中国で生産して日本に逆輸入し、日本国内の産業に損害を与え、疲弊させるという結果をもたらしました。

「日本の未来は畳が拓く」などの著書を刊行されている貿易アドバイザーの小島尚貴氏は、このような輸入を自損型輸入と表現しています。

小島氏は、福岡県出身で、貿易マンとして15年間、世界の国々約40か国を訪れ、日本製品を各国に輸出し、熊本でもセミナー講師などを歴任されたエキスパートです。また、八代市の農林水産部フードバレー推進課の海外流通アドバイザーの職務を6年間務められ、3年前から「脱コスパ病さらば、自損型輸入」などの著書を刊行され、月刊「致知」、全国の地方紙でも記事が掲載され、大きな反響を得られています。

現在の国産畳表の衰退は、日本人が自損型輸入を推進した結果もたらされた当然の帰結とも言えるものですが、このままでは、日本固有の文化と呼べるものが途絶えることにもなりかねません。

そこで、今後は、苦境が続く国産のイグサ・畳表産業を確実に守り、保護する視点からの取組を一層強化していくべきであると私は考えています。

そのために、まずは、小島氏が提唱するように、畳を、日本の農家が日本で栽培した農産物としてのイグサを、日本で畳表の形に製織し、日本の畳表職人が畳の形状に仕上げた日本伝統の床材と定義して中国産と区別化し、この定義に基づき、畳表産業を取り巻く様々な課題を正しく認識し、課題を解決していければと思います。

現在でも、中国産の畳表に国産畳表が押されている状況があると考えますが、県内のイグサ・畳表産業を取り巻く課題の認識、改善の必要性についてどのような認識をお持ちか、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 県産イグサの生産の状況については、住宅の洋風化の急速な進展による畳表の需要減少を背景に、平成元年産をピークに縮小しており、令和6年産では、作付面積319ヘクタール、農家戸数266戸となっています。また、中国産畳表の輸入状況についても、平成16年をピークに、令和5年にはピーク時の約2割まで減少しています。

県では、これまで、価格が安い中国産への対策として、県産畳表の価格の大幅な下落時に、国と県で助成金を交付するセーフティーネット事業を創設しました。

また、県育成品種の開発や地理的表示保護制度への登録、生産履歴を確認できる「くまもと畳表」QRコードタグの活用等により、中国産との差別化を図っています。

一方、日中政府と輸出入業者及び生産者団体を構成メンバーとする日中農産物貿易協議会による中国産畳表の輸出枠の設定を通じて、輸出入取引の秩序が保たれてきました。

こうした中、農家の方々の高い技術に裏打ちされた高品質なイグサ及び畳表の生産により、近年、県産畳表の価格は高値で推移しており、中国産との価格差は広がっています。

県としては、引き続き、イ業の振興に関係機関と連携して取り組んでまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 農林水産部長に答弁いただきました。

中国産畳表の輸入状況は、ピーク時の2割まで減少しているとの報告には驚きました。詳細な数字の説明はありませんでしたが、ピーク時がどれほど多く輸入されていたのか、現在ではいかに畳の需要が少なくなったのかとイメージしました。

セーフティーネット事業、地理的表示保護への登録、QRコードの取組は、一定の成果を上げていますと評価されています。日中農産物貿易協議会において、中国産畳表の輸出枠の設定を通じて輸出入取引の秩序が保たれてきたとのことで、課題の認識と改善の必要性については言及されませんでした。

農家の高い技術で作られた高品質なイグサは、高値で推移しているとのことで、中国産と価格差は広がり、差別化はできているようです。

中国産のイグサ栽培、畳表の生産が、一般的には悪者扱いされていますが、その過酷な労働環境は、当時、じん肺問題にもなったと、小島氏の著書で問題提起されています。

日本人が、経済合理性、いわゆるコスパを優先した結果、当時の中国の安い労働力を、劣悪な環境で長時間酷使するというのもいとわなかったという、モラルの欠如した拝金主義にとらわれた時代があるという衝撃的な事実を認識し、真摯に省みることが必要ではないでしょうか。そのような犠牲をもって生産された安い畳表が、大量に自損型輸入され、現在に至っています。

自損型輸入の畳表は、日本の生産者を苦しめたばかりでなく、中国の労働者の人たちにも苦しみと悲しみをもたらしていました。これまであまり耳にすることのなかった中国じん肺問題の認識をいただき、イグサ・畳表産業が衰退した経緯をいま一度皆様と共有したく、このような話をさせていただきました。

八代地方のイグサ栽培、畳表生産は、400年以

上の歴史がありますが、日本で最初のセーフガード品目になったりと、複雑な出来事がこれまでありました。半世紀前は5,000戸以上あったイグサ生産農家も、令和6年度は266戸と減少し続けているということですが、頑張っている生産者をどうにかして支えなければなりません。

そこで、小項目の2、イグサ農家の所得向上に資する振興策について伺います。

今後のイ業の振興策を考える上では、国産畳表の需要拡大に向けた取組、出口戦略をもっと具体化し、鮮明にしていくことをお願いしたいと思います。

公共建築工事標準仕様書についても、改善案をお持ちの生産者の方がいますが、なかなか声が届かないという話を耳にしました。また、2年前に収穫した国産イグサの上物が、納屋の2階に残っているという声も聞きました。

様々話を伺って、せっかくの良質のイグサを苦労して作っても、それに見合う適正な価格でその都度売り切れなければ、農家の所得は上がっていくはずがないと実感をいたしました。

畳表市場は、現状で中国産が8割のシェアを握っており、今では、八代市民も業界関係者も、中国産がないと需要を満たせないから、うまく共存しなければとの声もありますが、幾ら国産のシェアが小さくとも、畳は国産のイグサで作られることにより日本の文化として継承されていくものであり、国産が主であり標準として取り組みたいものです。日本独自のものである畳や畳文化を、何とか後世に残していくための努力を、今こそしなければなりません。

また、畳は、転倒したときにけがを防ぐもので、衝撃を和らげる床材でもあります。現在では少なくなりましたが、わら床の畳はその効果が高いと言われています。わらを生産する農家も少な

くなってきているということです。

このような守るべき国産畳表をPRしていくためにも、全国の公共建築物での国産畳使用の呼びかけや様々な機会を捉えた知事によるトップセールスを含めた畳文化のPR、日本の文化を守り、継承していく大切さを積極的に発信し、国産畳表需要拡大の取組を展開していただきたいと思えます。

今すぐに県として取り組めること、国に要望すべきことなど様々あるかと思いますが、イグサ農家の所得向上に資する振興策として、現状での取組と今後の方向性について、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

**○農林水産部長(千田真寿君)** 県では、イグサ・畳表振興策として、大きく3つの取組を行っています。

まず1つ目が、生産体制の維持強化を図るための支援です。

特に、植付けから収穫、加工に至るまでのイグサ特有の機械化体系を守るべく、国、市町、団体、企業等と連携して、製造が中止された機械等の再生産や機能強化、農家への導入の支援を進めています。

2つ目は、県産畳表についての様々なPR、理解促進活動です。

消費者がじかに畳に触れる機会の創出を目的に、各種イベントへ畳の提供を行っており、県内各地における子育て関連フェアでの赤ちゃんはいはい競争など、恒例行事として定着したものもあります。

直近では、9月23日に、熊本駅前アミュひろばで、赤ちゃんハイハイon the 畳が開催されます。多くの県民の皆様へ、県産畳表のよさを感じていただきたいと思えます。

また、県外、国外への情報発信として、熊本県の玄関口である阿蘇くまもと空港や熊本駅、くまモンポート八代での畳や畳ベンチの設置、首相官邸への畳ベンチの贈呈等を行っています。

その他、公共施設等での積極的な使用や実需者である建築士や工務店への理解促進活動等、多岐にわたるPRにより需要拡大に努めているところです。

3つ目は、高品質なイグサ及び畳表の生産技術の継承です。

優れた栽培管理と加工技術は本県の強みであり、人吉市の国宝青井阿蘇神社や水前寺成趣園等の伝統を重んじる場所において、特に県産の畳表が広く使用されているのは、その品質が高く評価されているためと認識しています。

こうした中、イグサ農家の高齢化や減少により、その高い生産技術が失われていくことが危惧されています。

そこで、試験研究と連携した技術指導の充実強化を図るため、動画を活用したマニュアルの作成や講習会におけるベテラン農家の助言等を通して、次の世代へ技術を継承する取組を進めています。

県としては、これらの取組を関係機関と連携して実施することで、イグサ農家の所得向上や日本の畳文化を支えるイグサの産地の維持につなげてまいります。

〔発言する者あり〕

〔亀田英雄君登壇〕

**○亀田英雄君** ありがとうございます。

イグサ・畳表振興策の取組を、3つに体系されて説明いただきました。生産体制の維持強化、様々なPR、理解促進活動、生産技術の伝承と、3つのどの点においても産地の維持振興策として欠かせざるものであり、今後においても継続して取

組をお願いしたのですが、私が今回特にお願ひしたかったのは、農家の収入をどうにかして引き上げる、農家の収入増に直接つながる取組に注力願えないかということです。

これまでの経緯がありますし、様々な障壁、既得権益がありますが、様々な手を尽くして、行政にしかできないことを何とか突破していただけないかと思ひます。

例えば、日本工業規格の畳表の区分を見直すことや適用する文言を国産に限定できるように見直すことを働きかけること、また、国産の上物畳表が公共建築物に使われやすくなるような表記の仕方を検討するなど期待される取組ですし、そのような意見をお持ちの方も実際いらっしゃいます。ぜひ拾い上げてほしいものと思ひます。

また、国産畳表の在庫状況についても、実態調査なども行ひ、何とか在庫ゼロにする取組をお願いしたいところです。そこから見えるものがあるかと思ひます。せっかく高値がついても、在庫が残っては収入は上がりません。

これまでのコスパ重視の消費行動の流れは簡単には覆りませんし、建築様式の変化は止めようがありませんが、国産品、地域産のよさを知っていただき、手に取ってもらうことが重要です。

先日も、イグサ生産者らが、国産イグサと畳の魅力を広く知ってもらおうと、世界一長い畳を作り、ギネス世界記録に挑戦し、多くの人に触れてもらひ、消費拡大につなげたいとアピールされました。アミュプラザの話は、今部長がなされたとおりです。

このように生産者も頑張っておられますし、県におきましても、県内の公共建築物には必ず国産のイグサ、畳表を使うように自治体に促すとかの意気込みを見せてほしいと思ひています。

また、高齢者のうち、要支援者や要介護者が住

宅改修をする際に、畳替えや畳部屋への改修については、介護保険の適用対象にもなるようでありますので、各自治体へのしっかりとしたアナウンスと取組の喚起をお願いしたいところです。

知事によるトップセールスについては、ぜひとも積極的に発信し、全国の公共建築物に国産畳の使用をお願いしていただきたいと思ひます。知事の発信力に期待しております。

イグサ生産農家の所得向上につながり、自立できる取組が肝要で、この問題の最大の懸案であると考えます。いびつな輸入に頼らずとも、地産地消を推し進めることは、現代社会が抱える最大の懸案である温暖化ガス削減問題にも寄与しますし、持続可能な社会の実現には欠くことのできない取組です。

今後におきましても、良いものは良いものとして正當に評価され、そして、それが日本の文化を守ることにつながり、先人の苦勞や思い、そして、生産者としての誇りが後世に正しく引き継がれますように、息長く、確実な取組を強く要望して、この項を終わります。

大項目の2、アリーナ等大規模集客施設の整備による県南振興について伺ひます。

プロバスケットボールBリーグが使用する本格的なアリーナが全国で次々と整備されており、計画中のものまで含めると、2028年までに全国で20から25のアリーナが誕生するのではないかといい見通しもあるようです。

昨日の前田議員の質問でもありましたように、2026年には、国内最高峰のプロバスケットボールリーグとなるBプレミアが始まり、参入要件の一つが、全国各地でのアリーナ建設ラッシュの呼び水になっています。

九州では、昨年5月、佐賀市にSAGAアリーナが開業し、B1佐賀がリーグ5位の観客動員数

となりました。アリーナ建設による観戦環境が充実したことがその理由の一つと考えられています。来月には、長崎市にHAPPINESS ARENAがオープンすることになっています。21年度に完成した沖縄アリーナでは、パリ・オリンピック予選の熱戦に大変感動いたしました。

熊本では、ヴォルターズの運営会社が大型アリーナを整備する方針と聞いていますが、特段の進展は見られない状況です。全国各地のライバルチームから大きく後れを取っているとの報道や県立体育館の建て替えによるアリーナ整備計画に関する報道など、県内のアリーナ建設に関する情報にぎやかになってきた印象があります。

八代市においても、Bプレミアム基準に対応した5,000人規模の大規模集客施設の建設を検討しているとの報道がありました。

八代市では、新八代駅周辺における今後のまちづくりを推進するための全体構想として、新八代駅周辺グランドデザインを策定し、アリーナや多目的ホール、武道場などを備えた大規模集客施設の整備を進めていくとしています。また、この計画を具現化するための基本計画を、今年度から2か年かけて策定するとしています。

県南地域の経済活性化のために、県南の雄都である八代市にアリーナ等大規模集客施設を整備し、新たなにぎわいを創出することは、地域経済活性化を実現する重要なツールの一つになるのではないかと大いに期待しています。

熊本駅から新八代駅までは、新幹線で約10分のアクセスです。熊本市内のどこにアリーナを建設しても、交通渋滞の発生や悪化、アリーナ周辺住宅地の住民との騒音トラブルなどが懸念されます。

これらの点を考慮しますと、住宅地が少ない新八代駅周辺にアリーナを建設し、アリーナまで観客を一度に大量輸送することが可能な新幹線を活

用するほうが、熊本市内の渋滞緩和にもつながる上、自家用車から公共交通機関への利用転換を広く県民に促すことにもなるのではないのでしょうか。

また、アリーナ建設に伴い、天草シーライン構想が意図する県南と天草地域の連携も強まり、新たな経済圏や観光ルートの創出、交流人口の拡大など、県南地域の地方創生にもつながります。

さらには、肥薩線の復旧、復興を後押しし、肥薩線の日常利用客の拡大も大きく見込めることになるのではないかと考えられます。

さらに、九州全体を俯瞰しますと、縦に走る九州新幹線の新八代駅を核として、県南に新たな横の軸が形成され、地域間交流がますます広がり、県南振興の大きなエンジンになるのではないのでしょうか。地域経済に相乗効果が生まれ、県南地域が発展していくと大いに期待できます。

八代市が策定した新八代駅周辺グランドデザインに同調し、現実のものとするれば、TSMCの経済波及効果を全県的に広げていきたいとする木村知事の思いとも合致することになるのではないのでしょうか。

知事は、マニフェストの中で「多目的アリーナ」「等のスポーツ施設については、」「創意工夫を凝らした整備手法を検討し、任期中に方向性を決めます。」と説明されています。しかしながら、この期間に方向性のみでは、時を逸し、遅きに失するのではないかと考えます。もっとスピード感を持った検討を進めていただきたいと考えています。

そこで質問です。

アリーナ等大規模集客施設の整備による県南振興に関する認識と施設整備の可能性について、知事にお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 亀田議員から、アリーナ等大規模集客施設の整備による県南振興について御質問いただきました。

議員御紹介のとおり、八代市では、現在、新八代駅周辺のまちづくりに係るランドデザインの下の、駅北東側において、アリーナや多目的ホール、武道場などを備えた大規模集客施設等の整備に向けた取組を進められていることは、私も存じ上げております。

これが実現しますと、八代市では、これまで以上にプロスポーツの試合やコンサートなど多彩なイベントの開催が可能となり、県南地域の活性化にも寄与するものと考えます。

県では、今年度、私が公約に掲げた任期中におけるスポーツ施設整備の方向性決定に向け、新たに検討会議を設けて、民間活力の導入などを含めた公民連携による整備の検討を開始いたしました。

県が運営するスポーツ施設は、各種競技大会やプロスポーツチームの本拠地としての利用に加え、県民の健康と体力づくりの場としても、広く利用されております。

こうした利用状況に加え、やはり施設整備には巨額の費用を要することを踏まえると、整備の方向性の決定に向けては、一定の時間をかけて、丁寧に県民の理解を深めていく必要があるものと考えております。

また、昨日の前田議員への答弁でもお答え申し上げましたが、アリーナを含むスポーツ施設の件は、長く県議会でも多くの議員の先生方から御質問いただいております。前蒲島県政で解決できなかった県政の重要課題と認識していますが、それだけやはり多くの県民の関心事でもあり、県民的議論が不可欠であることは、議員も御異論ないかと思っております。

私知事の一存で決めるべきでもありませんし、決められるものでもないと考えております。

検討会議では、今後、八代市を含めた自治体やスポーツ関係者の皆様からのヒアリングも交えながら、民間の関与も視野に、整備手法の整理をはじめ、建設及びその運営コストの比較ですとか、アクセス、適地の整理などを進めてまいります。

引き続き、丁寧に議論を深めながら、公民連携によるアリーナなどを含めたスポーツ施設の整備の検討をしっかりと進めさせていただきたいと考えております。

[亀田英雄君登壇]

○亀田英雄君 知事から答弁をいただきました。

昨日と同じ、慎重な知事の見解でございました。前田議員ががっかりしとったような顔が、また浮かびました。知事一人で決めるものではないにしても、強力に進めるとか、リーダーシップを発揮していくとか、力強い言葉が何えはしないかなど期待していたものですから、少しがっかりいたしました。八代市も含めた関係者のヒアリングを交えながらしっかりと検討していくということでしたので、後は八代市の関係者に期待をいたします。

もし、八代市にこのような人を呼び込める中核となる施設ができたならば、質問で述べた期待されること以外にも、クルーズ船からのインバウンド客の誘客も大いに期待できます。また、プロ化を目指すバレーボールチームの動きもあります。

様々な期待を抱かせる夢のある思いを実現するためには、八代市だけの計画ではなくて、県としてもしっかりと関与し、また、知事が勧められたという民間の力もお願いするというやり方を進めることが、より効果的で必要なことではないかと思っておりますし、そうすることで、県南のどこの自治体にとっても大きな夢とメリットが生まれ、ひいて

は熊本県全体の発展に寄与することになると考えるところでは。

本日の熊日社説においても「官民で整備の道探りたい」と題して、アリーナ建設については「優先的に検討してよいのでは」との記事もありますし、「県は市町村とも連携して、一つ一つ粘り強く解決の糸口を探るべきだ。」ということであります。

知事には、将来の熊本をどのようにしていくのかという大きな視点でのビジョンを持って、強いリーダーシップを発揮していただくことをお願いし、この項を終わります。

次に、大項目の3、県の動物愛護の取組について伺います。

毎年9月20日から26日は、動物愛護週間になっています。ちょうど今日からでして、何ともタイムリーな質問になりました。

熊本県では、犬、猫の殺処分ゼロを目指すため、第3次熊本県動物愛護推進計画を策定し、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に向けて、様々な取組を推進されています。

本年3月には、動物愛護の拠点となるアニマルフレンズ熊本が宇城市に開所され、順調に始動されており、県民の皆様の認知度も確実に高まっているところと拝察いたします。

8月末の熊日特集記事の中で、「動物との共生目指す拠点」としてこの施設の紹介があり、「愛称は、動物を「友」として共に生きるという意味を込めた「アニマルフレンズ熊本」。保護犬や猫を適性に管理し、譲渡を推し進め、動物との共生社会の拠点となるよう愛護の取り組みを広げている。」とのことでした。

記事は、この施設の前身の県動物管理センターが1979年に開設されたことから、熊本地震を経

て、殺処分ゼロを目標に掲げ、この施設ができるまでの経緯なども紹介しています。

施設の紹介と愛護団体の代表の動物に対する思いも紹介されていて、熊本県の動物遺棄の実態に関する記載もありました。また、動物がいなくなったときの対応についても紹介されていました。

動物愛護の取組には、ボランティアの人たちや愛護団体との連携が必要不可欠であることを、改めて思わせてくれる内容でした。

アニマルフレンズ熊本の犬や猫の収容頭数については、犬が50匹、猫が80匹程度収容可能ということですが、開所当初から収容可能な頭数の満杯に近い状態が続いているなど、課題も見えてきています。

特に、このような中で、県内において、さらに多頭飼育崩壊や飼い主が亡くなるなどのケースが頻発した場合には、収容できなくなる最悪の事態も想定されます。

多頭飼育崩壊とは、多くの動物を飼育している中で、適切な飼育ができなくなり、飼い主の生活状況の悪化、ペットの体調の悪化、周辺的生活環境に悪影響を与える状態などを指します。

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第4条では、飼い主における動物の管理責任が定められていますが、この多頭飼育崩壊対策として、一定数を超える数の犬、猫を飼う場合に届出をさせる制度を導入することで、県が多頭飼育を事前に把握し、多頭飼育崩壊が生じる前に対策を講じることができるのではないのでしょうか。

また、多頭飼育崩壊につきましては、県が動物愛護団体と連携して解決した好事例がある一方で、治療費の負担など、愛護団体の負担が大きかったとの話もお伺いしています。動物愛護の推進、動物との共生のためには、県と動物愛護団体が、適切な役割分担の中で、連携して取り組むこ



とがますます必要になっていると考えます。

第一義的には、動物愛護団体自ら、活動するための財源を確保することが大前提ではありますが、行政が担うべき役割の一部を動物愛護団体が担っていることを考慮しますと、その活動資金の一部を行政が支援していくことも必要だと考えます。

そこで質問です。

まず1点目に、条例に定められた飼い主における適正飼養、終生飼養などに係る周知徹底及び多頭飼育崩壊の未然防止のための対策について。

2点目に、県と動物愛護団体との円滑な連携に資するための取組について。

3点目に、動物愛護団体に対する活動資金も含めた支援強化について。

以上3点、それぞれの課題の認識と対策について、健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

**○健康福祉部長(下山薫さん)** 新たな動物愛護センター、アニマルフレンズ熊本の開所から半年が過ぎましたが、これまでに県内外から約4,500人の方に来所いただくなど、動物愛護に対する機運の高まりを感じているところです。

一方で、議員御指摘のとおり、保護した犬や猫の頭数は、収容能力の8割を超えることが多くなっています。このため、犬や猫の遺棄や飼育放棄等を減らす、いわゆる入り口対策と返還や譲渡を増やす出口対策の強化に取り組んでいるところです。

まず、1点目の条例に定められた飼い主における適正飼養、終生飼養等の周知徹底及び多頭飼育崩壊の未然防止についてお答えします。

飼い主への適正飼養等の周知徹底については、犬の適正な飼い方を学んでいただくためのしつけ教室を、今月末から定期的で開催することにして

います。

さらに、避妊去勢手術による繁殖制限や迷子対策としてのマイクロチップの装着などについても、県のホームページやリーフレット等での周知を強化してまいります。

多頭飼育の問題については、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等が要因となる事例が多くなっています。このため、福祉関係部局や市町村等との連携を強化することで、事案を早期に探知し、適正飼養の指導を通して、多頭飼育崩壊の未然防止につなげたいと考えています。

議員御提案の多頭飼育に関する届出制度については、まずは、導入自治体における運用状況等を調査した上で、効果を研究してまいります。

次に、2点目の動物愛護団体との円滑な連携についてお答えします。

県内では、多くの団体が、それぞれの特色や強みを生かしながら、自発的に動物の適正飼養の普及啓発や保護活動等で貢献いただいています。

県では、これまでも、各団体の自主性を尊重しながら、保護犬、猫の譲渡や地域猫活動、災害時の動物救護等の場面で、団体の特性に応じた柔軟な連携を行ってきたところです。

今後は、アニマルフレンズ熊本を団体との協働の拠点として、コミュニケーションをより一層密にし、団体が抱える課題も共有しながら、円滑な連携をしっかりと図ってまいります。

最後に、3点目の動物愛護団体への支援についてお答えします。

県の登録を受けた団体においては、県から保護犬、猫を譲り受け、ワクチン接種等の健康管理やしつけ、新たな飼い主の募集など、譲渡に必要な様々な活動が行われています。

県では、その活動経費の一部に対して助成を行っており、さらに、今年度からは、団体における

譲渡活動がより円滑に進むよう、アニマルフレンズ熊本でもワクチン接種や避妊去勢手術を始めたところ です。

加えて、団体との合同の譲渡会や啓発イベント等を開催しており、これらの取組が団体の自主的な活動への支援につながっているものと考えています。

今後も、アニマルフレンズ熊本の機能を十分發揮しながら、動物愛護団体としっかりと連携して、本県の動物愛護の取組を加速させてまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 健康福祉部長に答弁いただきました。

私は、八代のボランティアをされている方から、八代保健所に保護された犬の世話をされる状況を見せてもらったことがあります。腕にはかまれた痕が無数にありましたし、大変な御苦労であり、まさに愛護団体ならではのと呼べる作業でありました。今回、別の機会でその方とお会いし、これまでの取組や多頭飼育崩壊を解決された苦労話を伺いました。

私も、会社の仕事で、多頭飼育崩壊現場の片づけを依頼されたこともあり、膝まで埋まるふん尿の中に動物の死骸もあるという現場の下見に行ったことがあります。酸っぱい臭いがしますし、喉も痛くなり、長くいられませんでした。どうやって片づけたものかと、初めて見る惨状に驚き、言葉を失った記憶があります。そのような中から犬を救い出されたということは、想像もできませんし、並大抵のことではなかったと推察いたします。

先日の報道で、神奈川県相模原市の犬または猫の6匹以上の飼育に届出を義務づけるという改正条例案の提案を知りました。目的は、多頭飼育崩

壊を防ぐのが狙いということで、このような届出制度がある自治体では、犬、猫合計で10頭以上を届出の対象とするところが多い中、独自の基準で早期に適正飼育を促し、人と動物の共生社会の実現に寄与したいとのことで、繁殖力の強い猫を基準に数を設定したとのことでした。

条例で定めれば全てが解決するものでもありませんが、一定の指針、考え方をはっきり示すことがなければ、繰り返されやすい悲劇です。

答弁では、届出制度については、運用状況を調査の上、効果を研究されるとのことですが、その効果とは、動物が増え過ぎないようにするなどではなくて、適切に飼育できない無責任な飼い主をなくすことが目的であり、この制度の導入を検討する際の基本とすべきものであると考えますので、関係者で十分な共通認識を図られ、検討されることをお願いいたします。殺処分ゼロもですが、無責任な飼い主ゼロも取り組むべき目標だと思います。

アニマルフレンズ熊本という箱物ができて、よりよい活動ができるかと思いますが、ボランティアをされる方、愛護団体も、様々な特徴と形態がある中で、この人たちとの良好な連携があつてこそ、動物愛護の取組はうまくいくものであると思いますので、みんな同じ目の高さでうまくコミュニケーションが取れますように、そして、今後に向けて努力を重ねていただくことをお願いして、この項を終わります。

次に、大項目の4、英語教育の在り方について伺います。

T SMCの熊本への進出など、郷土の国際化が進展していく中で、熊本から世界に羽ばたく国際人材の育成は、ますます重要な課題となっています。知事も、自身のマニフェストの中で、世界に伍する質の高い教育を実現することを掲げておら

れます。

外国人との交流や、外国文化を学び、日本人との違いも含めて、お互いを正しく理解し合うことに努める、いわゆる多文化共生の取組は、ここ熊本においても、着実に広がりを見せていると感じるところです。

私は、先日、アメリカのビジネス社会で実際に活躍された方から、日本人に対する英語教育の必要性について、多くの示唆をいただきました。御意見の一端を紹介します。

少子高齢化、収入格差拡大、日本経済の規模縮小など、日本は未曾有の問題を抱えています、今こそ、日本の若者を世界に通用する人材に育て、希望ある将来につなげていく必要があります、具体的には、現在の国際語は英語であるため、英語を介し、海外の人たちと真剣に向き合い、相手を理解し、互いのコミュニケーションを高めていかないと、それぞれの置かれた立場や互いが連携、協調するメリットなどを共有することが難しくなるため、ビジネスとして成立しない可能性も出てきますとの御意見でした。また、対等な立場での交渉力が必要で、そのためには、交渉できる英語力であるネイティブな英語を流暢に話せるようにならないと、いい働きをすることができないとのことでした。さらには、大半の日本人は、英語で対抗できず、同僚と顔を見合わせ、拙い英語で返答をし、自分の意見をうまく言えず、ただ聞き役に回るだけ、これでは真の交渉とは言えないとの厳しい御指摘もありました。

本当は、お互いにとって手を組むことが望ましいとしても、それを正しく伝え、共有する力となる英語によるコミュニケーション能力がないと、ビジネスチャンスをみすみす失うことになりま

す。

このような現場からの生の声、まさに世界に伍

するビジネスパーソンの貴重な経験に裏打ちされた直言を目の当たりにし、日本人の現状が分かりましたし、英語を使って自己表現できる能力を教育段階でもっと高めていくことが、これからの日本の若者には必須なことだと感じ入りました。

義務教育段階、高校教育段階を問わず、英語教育を今以上に充実させていくことは、大変重要であると考えます。

私たちの世代が学校において教科として学んだ英語は、どちらかという話し言葉としての英語ではなく、書き言葉としての英語だったと感じます。今世界で活躍する日本人が使う英語は、恐らく私たちが学んできた英語とは違うものであると推測されます。

そこで、現代の日本社会の難題を解決し、世界に通用する国際人材を養成するという観点から、本県においては、英語教育の在り方について、どのような視点を持って取り組み、教科指導を充実させているのか、その現状と今後の方向性、考え方について、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 英語教育の在り方についてお答えいたします。

グローバル化が急速に進み、英語の果たす役割はますます大きくなっています。英語によるコミュニケーション能力、とりわけ話す力を高めることは、本県の将来を担う子供たちが世界に通用する国際人材として活躍するために、大変重要であると考えています。

そのため、県教育委員会では、小中学生が英語を使ってALTと交流を図るイベントや高校生のモンタナ大学への派遣、英語ディベートワークショップなどを行うとともに、それらを通じて児童生徒が実際に英語を駆使してコミュニケーション能力を高める取組を行っています。

また、教科指導において、義務教育段階での英語によるスピーチや対話、高校教育段階でのディベートやプレゼンテーションなど、話す力の育成をより重視した授業改善を図り、児童生徒が英語で自分の気持ちや考えを伝える力の育成にも取り組んでいます。

さらに、今年度の新たな取組として、県内の中学生1,200人に対して英語スピーキングテストを実施し、成果を分析することで、生徒の話す力の向上を図るとともに、教員の授業力向上にもつなげてまいります。

県教育委員会としましては、引き続き、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図り、総合的な英語力を高めることで、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成につなげてまいります。

〔亀田英雄君登壇〕

○亀田英雄君 教育長に答弁いただきました。

英語によるコミュニケーション能力、とりわけ話す力の重要性を認識され、実際に児童生徒が英語を使ってコミュニケーション能力を高める取組を行っていて、今年度は、中学生を対象に生徒の話す力の向上を図り、教員の授業力向上にもつなげていくとのことで、若い世代から話す英語の習得にこれまで以上に取組まれることは、大変意義のあることだと思います。

英語に対するコンプレックスを克服し、英語をふだん使いできるまで話すことができれば、うれしくて、頼もしい限りです。バイリンガルと——八代弁のバイリンガルじゃなかですけど、バイリンガルと言われるようになったら格好いいかなというふうに思います。

先日の日曜日、八代高校の鳳雛祭文化の部に案内をいただきましたので、しばらく拝見してきました。オーストラリア研修の報告があって、英語

でしっかり、はっきりプレゼンする生徒たちは、私たちの頃とは隔世の感がありました。

最近、英語習得にしっかり取り組まれているのだなと思いながら、生徒たちの話を聞いていて頼もしく感じましたし、あの子たちがもっと頑張っていて幸せになってほしいなと思いながら見ていました。さらに取組を進められるということですので、今後に期待が持てると確信しています。

教育は百年の計とも言います。一人一人の生き方や幸せに直結するものであると思います。長期的視点で取り組み、世界に出ても臆することのない優秀な人材を、数多くこの熊本から輩出できるような取組をお願いして、今回の一般質問を終わりたいと思いますが、私からも所感を述べさせていただきます。

今回の一般質問は、これまでいろんな人たちと出会い、様々な意見、要望をお聞きした中で、これは取り組みたいなと思ったことに対して質問をさせていただきました。

この1時間のために、本を何冊も読んだり、話を聞きに行ったり、あちこち出回って調査をしたりと大変な時間を使いましたので、執行部にはもう少し踏み込んだ答弁をいただきたいかなと思う……(発言する者あり)はい、そうですね。思いますが、問題提起は理解していただけたのではないかと思います。

大きな組織になればなるほど、不用意なことは御法度でしょうし、最大公約数的な取組、答弁になるのは仕方のないことかもしれません。

しかしながら、イグサの話では、現場で働いている方から様々な御意見をいただきましたし、動物愛護につきましても、多頭飼育崩壊の凄惨な現場に接して、一議員として現場が抱えている課題の深さを実感したのも事実です。

今回いただいた答弁の内容にかかわらず、現場

で住民の方々と一緒になって汗をかいている県庁職員を含めて、全ての職員の皆さんが、仕事の本質はどこにあるのか、解決すべき課題は何なのか、今自分にできることについてベストを尽くしているのか、どちらを向いて仕事をしているのかなど、時には真摯に振り返ることもあってよいと思います。

ぜひ、この中で様々なやり取りもあったことも記憶にとどめていただき、真に必要な施策を今後反映させていただくことをお願いし、所感と一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。(拍手)

**〇副議長(高木健次君)** 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時14分開議

**〇議長(山口裕君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

城戸淳君。

[城戸淳君登壇] (拍手)

**〇城戸淳君** 皆様、こんにちは。自由民主党・玉名市選出の城戸淳でございます。

今年は非常に暑い夏でした。9月になってもまだまだ暑い日が続いておりますが、今日の朝の最新のニュースで、アメリカ大リーグ・ドジャースの大谷翔平選手が、史上初の51、51、いわゆる51号ホームラン、51号盗塁を達成されました。まさしく日本人の誇りであります。おめでとうございます。ちなみに、私の今日の髪型は、60、40でございます。よろしくお願いたします。

さて、暑いといえば、今、日本のリーダーを決める自民党総裁選が行われております。激しい討論が行われている中、能登半島地震の石川での青年局、女性局主催の討論会は、非常に私は印象深

く受け止めました。9人の候補者が自分の主張をされて、27日には総裁が決まります。その直後、首班指名を経て新総理大臣の誕生であります。選挙が終われば、自民党のいいところであり一枚岩になって日本の課題を決着し、スピード感を持って前に進めていただきたいと思います。

それでは、今回6回目の質問になります。木村知事には初めての質問になります。知事、執行部におかれましては、明瞭、明快な答弁をお願いして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、中小企業の人手不足の解消について質問をさせていただきます。

私の地元玉名市商工会が属する熊本県商工会連合会が49商工会、490者を対象にして実施した6月末時点の経営への影響調査において、中小企業、小規模事業者が抱える経営課題として、人手不足が深刻化していることが明らかになっております。

アンケートでは、製造業者から、最もマイナスの影響が大きい項目は人手不足である、建設業者からは、人手不足は長年の課題、運輸業者からは、TSMCに人が流れている、飲食業者からは、人手不足でお客を断っているといった厳しい声が上がっています。

また、人手不足の現状について尋ねた項目では、人材の充足度に関し、大変不足している、または不足していると回答した割合が合計で43%となり、建設業者からは、従業員不足の中で対応できる仕事量に調整している、サービス業者からは、ハローワークや求人サイトに掲載しても問合せは一つもない、製造業者からは、事業規模の縮小や省力化を検討中であるとの声が寄せられました。

このように、人手不足は、多くの業種、多くの

地域で共通した経営課題となっております。私の地元荒玉地域でも、TSMCの進出を契機に、JAの職員が複数名退職したと聞いております。

このような人手不足は、TSMC進出という特殊事情を抱える熊本県だけではありません。全国中小企業団体中央会の令和5年度中小企業等労働事情実態調査において、経営上の障害として、人材不足、つまり質の不足と回答した回答者が全体の5割、労働力不足、つまり量の不足と回答した人が約4割となるなど、人手不足は全国共通の経営課題となっております。

ここでスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、中小企業省力化投資補助金のチラシであります。

現在、国において、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品、例えば、飲食サービス業や宿泊業での配膳ロボットや清掃ロボット、小売業での自動精算機等をカタログに掲載し、中小企業、小規模事業者が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性のある省力化投資を促進することを目的とした中小企業省力化投資補助金1,000億円を、令和5年度補正予算において予算化するとともに、3年間で総額5,000億円規模の予算を確保し、令和6年度から事業をスタートさせています。

このようにしてできた中小企業省力化投資補助金は、導入経費の2分の1を国が補助する制度として、令和6年6月から募集を開始したばかりの新しい補助金であります。

このように、深刻な経営課題である人手不足を解消するために、政府の肝煎りでスタートした新しい事業ではありますが、現状ではまだまだ課題があるのではないのでしょうか。

1点目は、新規の補助事業であることから、事

業の名称をはじめとした認知度そのものが不足しているのではないかという点です。2点目は、登録されている製品カタログの中から、事業所にとって省力化に必要な製品を選んで申請する仕組みとなっておりますが、必要とする製品のカタログ掲載が不足しているのではないかという点です。3点目は、国の補助率が2分の1であるため、残り2分の1が事業者の自己負担となることに加えて、国の補助金の仕組みとして、補助金の交付決定後に製品を事業者が自己資金で購入して、事業実績報告後に補助金が確定してから補助金交付となる手続であることから、特に小規模事業者にとっては負担が大きくなり、申請をちゅうちょすることになっていないかという点です。

そこで、県の認識や今後の取組方針をお伺いします。

まず1点目、事業の周知、広報活動は、制度をつくった国の役割ではありますが、新しい補助金制度を県内事業者に広く周知して、人手不足対策の一つとして認知してもらえるようにすることも県の役割ではないかと考えますので、事業周知に向けて県としてできる支援策はないか、商工労働部長にお伺いをいたします。

2点目は、補助率についてです。

国の補助率が2分の1、自己負担が2分の1であることはさきに触れましたが、新型コロナウイルス感染症が完全に収束してない中で、原材料高、物価高等により収益が上がらずに経営が厳しい事業者が、2分の1の自己負担をすることは容易ではありません。

このような中、お隣の大分県では、国の令和5年度補正予算に合わせて、県独自の支援制度として補助率を2分の1から3分の2に上げて、事業者の取組を後押しする上乗せ支援制度を既に創設をされているとのことでした。

県の財源に限りあることは十分に承知しておりますが、人手不足に苦しむ県内の中小企業、小規模事業者を国と連携して支援することにより、地域の経済や雇用、コミュニティーを守ることは県としての重要な役割であると思っておりますので、事業者の取組を後押しする何らかの県独自の財政支援策を、今後期待される経済対策や来年度予算編成に向けて検討すべきではないかと考えます。県の見解を商工労働部長に併せてお伺いをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

**○商工労働部長(上田哲也君)** まず、中小企業省力化投資補助金の周知についてお答えします。

本補助金につきましては、これまで、事業主体である中小企業基盤整備機構が、中小企業支援機関向けの説明会やSNS、また、全国紙へのPR広告の掲載などを通して事業周知に取り組んでいます。

また、中小企業等の経営支援を行っている商工団体や国が全国に設置しておりますよろず支援拠点においても、ホームページや相談窓口を活用して広く周知を行っております。

本県としても、IoTやロボットなどの導入による省力化の取組は、事業者の人手不足解消の一助になるものと考えています。

本補助金をより多くの事業者に知ってもらい、積極的な活用を促すために、事業者訪問時の情報提供など、商工団体などと連携しながら事業周知を図ってまいります。また、県ホームページへの掲載や事業者向けセミナーでの御紹介など、様々な機会を捉えて情報発信を行ってまいります。

次に、県独自の財政支援に関する県の見解についてお答えいたします。

本県においても、国の交付金を活用し、県内中小企業がIoTやAIなどのデジタル技術を活用

して、省力化や生産性向上を図るための機器導入費用の3分の2を支援します中小企業DX推進事業補助を県独自に実施しており、現在までに27件活用されております。

そのほかにも、専門家の派遣や既に導入をした企業の好事例を紹介するセミナーの開催など、様々な取組で中小企業のDX化を後押しをしているところでございます。

一方で、中小企業の人手不足は、全国的かつ喫緊の課題であることから、県では、8月に知事をトップとします「くまもとで働こう」推進本部を立ち上げ、課題解決に向けて、全庁的に取り組むこととしています。

中小企業の省力化、生産性向上については、景気の動向を注視しながら、国に財政的な支援を働きかけるとともに、商工団体等と連携をして、適切な支援スキームの検討にも引き続き取り組んでまいります。

〔城戸淳君登壇〕

**○城戸淳君** 商工労働部長より答弁をいただきました。

中小企業省力化投資補助金の周知については、様々な機会を捉えて情報発信をしていくとのことでした。補助率については、国に財政的な支援を働きかけるとのことでした。

この省力化補助金は、岸田政権が推進してきた施策ですが、新たな政権になっても、人手不足対策は我が国の最重要課題であり、省力化を進める大きな流れは変わらないと確信します。

ぜひ、新政権が打ち出す経済対策の財源を活用して、県独自の財政支援策により、中小企業、小規模事業者が取り組む省力化を強力に後押ししていただきますようお願いし、その推進役として「くまもとで働こう」推進本部の取組に大いに期待をしたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

マイナンバーカードの活用による利便性向上と業務効率化について質問させていただきます。

マイナンバーカードの普及率向上については、これまで、一般質問で県の取組などを確認してきました。国の取組や市町村の努力もあり、多くの熊本県民が保有している状況にあると認識しております。

このマイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性向上、公平、公正な社会の実現のための社会基盤として導入されました。

玉名市では、マイナンバーカードを利用して、コンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できるサービスを行われているなど、着実に業務効率化と利便性向上が図られているところだと承知をしております。

最近、マイナンバーカードと健康保険証が一体となったマイナ保険証の利用が進められてきています。これは、データに基づくよりよい医療を受けるために、利用を促進することが期待されるほか、手続なしで高額医療費の限度額を超える支払いが免除されるというメリットもあるとのことでした。

こうした県民の利点の部分をしっかりと周知していくことと、病院や薬局などの現場でマイナ保険証を利用したい県民が、実際に利用できる環境を整えていくことが大切だと思います。

例えば、病院に行くと、保険証を見せてくださいと受付から言われると、紙の保険証を出すといった習慣があると思います。マイナ保険証でも対応しているということを来院した患者に示すことも欠かせないと思います。

そして、これから進められるのがマイナンバーカードと運転免許証の一体化です。マイナンバーカードの中のICチップに運転免許証の情報を記

録し、マイナンバーカードに免許証の機能を持たせたものであり、これを一体化と称しているとのことでした。

先週報道がありましたとおり、来年3月24日から開始されるそうですが、これは、デジタル社会の実現ということを考えた場合、重要な取組になってくると考えます。

これまで、多くの県民が身分証として利用してきたのが運転免許証でした。今後、マイナンバーカードと一体化することで、どのようなメリットがあるのか、県民にしっかりと説明することが大切になってきます。

そこで質問いたします。

熊本県では、マイナンバーカードの保有率はどこまで高まっていて、現在どういった活用をなされているのか、その結果、住民の利便性向上や行政の業務効率化は進んでいるのか、現在、行政手続にマイナンバーカードを活用して業務効率を高める取組など、市町村を中心に進められていると思いますが、県として、今後どのようにマイナンバーカードの活用を広げていく計画があるのか、また、マイナ保険証の利用促進に今後どう取り組んでいくのか、さらに、今後、マイナンバーカードと運転免許証が一体化するに当たって、県として、適切かつ円滑な移行に向けてどのような取組を進めていく考えなのか、お尋ねをします。

木村知事は、総務省の出身でございますので、このマイナンバーカードの活用について、知事の考えをお尋ねしたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 城戸議員から、マイナンバーカードについての御質問をいただきました。

まず、マイナンバーカードの活用についての現状と今後の取組についてお答え申し上げます。

マイナンバーカードは、安全、確実な本人確認



ができるデジタル社会の基盤となるツールであります。8月末現在、熊本県民の保有率は77%で、全国平均を上回っております。

こうした中、県内においても、住民票等のコンビニでの交付やオンライン申請など、本人確認が必要な市町村の行政手続において、マイナンバーカードの活用が広がってきています。

特に、住民票等のコンビニ交付は、県内45のうち32の市町村が実施しておりまして、昨年度のコンビニ交付の件数は、交付全体の4割を超える約63万件となっています。休日や夜間、居住地にかかわらず各種証明書を取得できるという点で、住民の利便性が大幅に向上しています。

私自身、この年始に、急遽公務員を辞職して知事選に出馬するに当たって、退職とか転居とか選挙の手続とかで急遽住民票等が必要になりましたので、コンビニ交付はもう大変便利だと、当時実感しておりました。

また、今、人材不足と業務の多様化の一方で、働き方改革が求められる市町村の現場、その現場を改善するためにも、デジタルによる業務効率化が今喫緊の課題でございます。

住民票などの交付には、1件当たり何分もかかってしまうことですから、コンビニ交付によりまして、市町村窓口での作業時間が大幅に削減され、行政の業務効率化につながります。

そのため、県としては、マイナンバーカードの活用も含め、デジタル化を進める上での課題解決に向けて、市町村に民間のデジタル専門人材を派遣する取組を行っております。

今年度は、市町村における窓口改革、いわゆるフロントヤード改革の支援を重点的に行っております。この中で、マイナンバーカードの活用促進についても支援するとともに、県においても、行政手続のオンライン化と合わせて、マイナンバー

カードの活用をさらに推進してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの健康保険証としての利用についてでございます。

現行の健康保険証の新規発行は、本年12月2日で終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたします。

現在、県内ほぼ全ての医療機関、薬局でカードリーダーが整備され、マイナ保険証が利用可能な状況となっています。しかし、本県のマイナ保険証利用率は、7月末時点で、全国と同水準ではありませんが、11.1%となっており、上昇傾向にはあるものの、依然として低い状況でございます。

県としては、マイナ保険証の利用促進に向けて、医療機関などとともに連携し、県民の皆様に対して、そのメリットや利用方法などの周知、広報を積極的に行ってまいります。

また、マイナ保険証への移行に際しては、県民の皆様には不安や混乱が生じないようにしなくてはなりません。マイナンバーカードをお持ちでない方などについては、現行の健康保険証と同様に利用できる資格確認書が交付されることなども丁寧に周知してまいります。

最後に、来年3月から開始となる運転免許証との一体化については、住所変更の手続のワンストップ化により、利便性の向上が図られると考えております。

具体的には、市町村で転居手続を行えば、警察への変更届が不要となり、運転免許証の更新時の講習をオンラインでも受講できるようになります。

今後、県警察では、一体化の手続について、利便性の向上を含め、広く県民の皆様には周知しながら、新制度への円滑な移行に向けたシステム等の改修、専用窓口の整備、職員の研修など、様々な

取組、体制強化を進めていかれると承知しております。県としても、こうした取組に協力してまいります。

私は、かつて、総務省で電子政府・電子自治体担当として、マイナンバーと呼ぶ前の住民基本台帳の情報を活用して、個人情報保護しつつ、住民の利便性の向上や行政の業務効率化をどう推進していくかで大変苦労した経験があります。デジタル技術の向上で、マイナンバーカードと保険証や運転免許証が一体化する現状に、本当に隔世の感がありまして、大変感慨深いものがあります。

だからこそ、私としては、熊本県においては、今後も、住民の皆様の利便性向上、行政の業務効率化に向けて、個人情報の保護とその住民の皆様への不安解消にしっかりと取り組みながら、マイナンバーカードの活用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 知事に答弁いただきました。

このマイナンバーカードを正しく活用することができれば、多くの県民が便利だと感じられる社会になると思います。

行政の業務効率化を高めることも可能だと思いますし、ただ、正しい情報が県民に届いていないこともあると思いますので、新しい制度を導入する際には、県民がその内容を正しく理解できるよう、県としても、自治体としっかり連携をしながら、県民に対して丁寧な周知を図っていただきたいをお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

こどもまんなか熊本と誰一人取り残さない教育について質問をさせていただきます。

最初に、特別支援学校の整備について質問します。

県教育委員会では、平成23年に策定された県立特別支援学校整備計画を平成31年3月に改定し、県内全域の知的障害特別支援学校における教室不足の解消に努められてこられました。

整備期間については、早急な対応が必要かつ早期に対応が可能な整備については、2019年度から2023年度に実現を目指す所あり、実現しなかった整備については、2024年度以降に知的障害特別支援学校の在籍状況等を考慮して実施する所あります。

実際、知的障害者を対象とする新たな県立特別支援学校を新設し、熊本市が支援学校を整備した後も、教室不足が解消しないと見込まれる7つの支援学校を対象に、移転整備や本校整備が進められてきています。

荒玉地域におきましても、令和5年度から、荒尾支援学校の高等部一般学級を岱志高校校舎内へ移転し、現在は本校の改修に向けて設計を行っている所聞いております。

そこで、1番目の質問です。

平成31年3月に改定した県立特別支援学校整備計画における高等部に係る整備の進捗状況について、教育長にお尋ねをいたします。

また、この県立特別支援学校の整備計画を改定するに当たって、県教育委員会では、目指すべき特別支援学校の姿を明確にしています。1つが「児童生徒が、安全で安心、かつ十分な学習環境で学ぶことができる特別支援学校」、2番目に「障がいに応じた教育の専門性が確保され、一人一人の教育的ニーズに応え得る特別支援学校」、3番目に「共生社会の実現を目指し、地域で学ぶことができる身近な特別支援学校」、4番目に「小・中学校等への積極的な支援を通して、地域の特別支援教育の拠点となる特別支援学校」、以上の4点であります。

2番目の「障がいに応じた教育の専門性が確保され、一人一人の教育的ニーズに応え得る特別支援学校」という点は、特別支援教育を受けている保護者からの御意見が多く、保護者の関心が最も高いと感じている点です。この点については、県教育委員会でも、全ての教員を対象とする特別支援教育に関する研修をさらに充実していく取組を進めていると承知をしています。

一方で、3番目の「共生社会の実現を目指し、地域で学ぶことができる身近な特別支援学校」という点では、玉名市民は荒尾支援学校を身近に感じているか、疑問が残ります。玉名市内に特別支援学校があれば通わせたいという保護者の声を聞くことが多いのも実情です。つまり、荒尾支援学校の教室不足は仮に解消したとしても、目指すべき特別支援学校の姿という点では課題が残るのではないかと思います。

私は、前回の一般質問の中で、玉名市でも小学校の統廃合が進んでおり、廃校予定の小学校を特別支援学校の分校として活用することも有効ではないかと申し上げました。

そこで、2番目の質問ですが、玉名市への特別支援学校の分校設置を含め、地域で学ぶことができる身近な特別支援学校の現在の検討状況について、教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、県立特別支援学校整備計画における高等部整備の進捗状況についてお答えします。

県教育委員会では、現在、教室不足の解消に向け、整備計画に基づき、7つの特別支援学校を対象に、高等部等の整備を進めています。

天草、松橋西、荒尾、球磨の特別支援学校につきましては、6月までに順次移転が完了し、また、熊本支援学校につきましては、令和7年度末

をもって熊本はばたき高等支援学校へ移行完了する予定でございます。残る大津支援学校と菊池支援学校の高等部につきましては、令和8年度中の完了を目指し、現在整備を進めているところでございます。

7校の高等部整備と小中学部の整備が完了すると、本県の知的障害特別支援学校の教室不足は解消の見込みです。

なお、荒尾・玉名地域の主な受入先であります荒尾支援学校につきましても、高等部の移転により小中学部の教室配置にゆとりが生まれ、十分な受入れができる状況となります。

次に、地域で学ぶことができる身近な特別支援学校の検討状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶためのインクルーシブ教育システムの構築を目指し、多様な学びの場整備事業をはじめ、様々な取組を進めています。

本事業では、通級指導教室を設置できたことにより、特別支援学級ではなく、障害に伴う困難さを改善、克服するための特別な指導を週に数時間受けながら、通常の学級で安心して学ぶことができている事例が見られます。

議員御提案の今後閉鎖予定となる玉名市内の2つの小学校の活用につきましては、3月と5月に玉名市教育委員会とともに訪問して現地を確認し、意見交換を行ったところでございます。

県教育委員会といたしましては、現在進めている学びの場の最適化の成果を見極め、荒尾・玉名地域の特別支援学校の配置が最適なものとなるよう、玉名市教育委員会と丁寧に意見交換等を行いながら、分校設置の必要性も含めた特別支援学校の在り方について、検討を進めてまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 県立特別支援学校整備計画の進捗状

況と地域で学ぶことができる身近な特別支援学校の検討状況について、ただいま教育長より答弁をいただきました。

県立特別支援学校の整備については、教室不足の解消に向けて着実に整備が進んでいるということが分かりました。荒尾支援学校においても、十分な受入れができる状況という答弁もいただきました。

次に、地域で学ぶことができる身近な特別支援学校の検討状況についても答弁がありました。通級指導教室を設置したことによって、よい事例も出てきているとのことですので、インクルーシブ教育をどう進めるのかという点で、引き続き取組を進めていただきたいと思います。

閉校予定の玉名市内の小学校の活用については、現地の確認や玉名市教育委員会との意見交換を行ったとのことでした。迅速な御対応に、心から感謝を申し上げます。

分校設置に向けては、その必要性も含めて、玉名市教育委員会と県教育委員会とで一歩踏み込んだ協議を進めていただきますように要望をいたします。

全体として整備が進む中で、取り残された地域がないかという点も、県としてしっかりと確認する必要があると思いますし、整備が必要になった場合にも、最適な配置という面では、より踏み込んだ調整が必要になってくると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

中学校運動部活動の地域移行の在り方について質問をさせていただきます。

少子化の影響で、部活動がこれまでと同じように維持できない現状が生じてきています。そこで出てきたのが部活動の地域移行です。

この部活動の地域移行とは、学校が担ってきた部活動の運営を地域等が担うことで、地域クラブ活動と呼ばれています。

玉名市では、拠点校方式と合同部活動方式で地域移行を進めており、拠点校方式では、指導者がいる大規模校に集まる方法で、玉名中学校のラグビー部や女子バレー部がこれに該当いたします。合同部活動方式は、1つの学校では運営が困難な部活動を、近隣校と合同で実施する方法です。

玉名市では、玉名市教育委員会とNPO法人いだてん玉名SCが運営主体となって地域移行を進めています。来年度までに全ての休日の運動部活動を地域クラブ活動へと移行し、地域のスポーツ活動の充実を図られることが期待をされています。

この部活動の地域移行のメリットの一つに、子供たちが専門的な指導を受けられるということがあります。学校部活動の場合、担当する種目の知識や技術を備えている教員の割合が少ないという実態もあります。しかし、地域移行によって、専門性の高い指導者の指導を受けられるという可能性が広がります。

また、学校部活動では、設置されている種目が限定されていますが、地域移行することで、これまでにない種目が設置されるため、子供たちが希望する種目に挑戦しやすくなります。さらに、部活動を担当している教職員の勤務負担も軽減するメリットも大きいと言えます。

大きな課題は、適切な指導者をどう確保するかという点です。これは、地域に偏りが出てくるといことも懸念されています。また、部活動を安全に実施することや、事故やけがといったトラブルがあった場合の対応についても懸念をされています。

リスクマネジメントの観点から、任意団体では

なく、法人として運営することがよいとの指摘もあります。さらに、保護者の経済的な負担が大きくなるという点も忘れてはならないと思います。

私は、部活動の地域移行を進めていく上で、学校と地域が連携を図りながら、地域の特性を踏まえ、行政がしっかりと支援し、保護者の理解も得られる形で進めていくことが重要だと思います。

玉名市では、部活動地域移行コーディネーターが懸念している点は、国の補助金がなくなった後の財源をどうするかということです。

群馬県の新町スポーツクラブでは、小学生は様々なスポーツが体験でき、中学生から専門的な指導を受け、高校生以上は地域のチームに入り、中学生以下を指導。中高年になっても生涯クラブ員として活動できるライフサイクルがあり、ユースボランティアからクラブ指導者が育成される流れができていたとのこと。多世代でのスポーツを楽しむことができれば、部活動の地域移行が地域活性化につながるかもしれません。

運動部活動の地域移行を進めるに当たって、九州大会、全国大会を目指すというよりも、そのスポーツに触れ、その楽しさを体感することに力点を置いてみるのもよいのではないのでしょうか。場合によっては、地域でスポーツをしている団体の活動に、小中学生が参加する環境をつくることも必要ではないのでしょうか。

そこで、教育長に質問します。

県では、中学校の運動部活動の地域移行を進めるに当たって、持続可能で、子供たちがやりたいスポーツを安心して楽しめる環境づくりをどのように進めていくのか、また、活動の中心となる子供たちの声や意見をどのように確認し、反映させていくのか、教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、子供たちがスポー

ツを安心して楽しめる環境づくりについてお答えいたします。

中学校の運動部活動は、スポーツに興味、関心がある生徒が参加し、教職員等の指導の下、学校教育の一環として行われてきました。

しかしながら、今日、少子化の進展や生徒のニーズが多様化する中、従前と同様の運営体制で維持することは難しくなっており、子供一人一人のニーズに応じた持続可能で多様なスポーツ環境の整備は重要な課題であると考えています。

そこで、県教育委員会では、昨年度から、国の実証事業を活用し、中学校運動部活動の地域移行を進めており、今年度は、県内17市町村でコーディネーターの配置や検討委員会の設置などの取組を行っています。

また、生徒の志向等に応じた複数のプログラムや学校部活動にはない種目を体験する機会を提供する取組も進めています。

スポーツに興味がある生徒はもちろん、運動部活動に加入していない生徒や運動を苦手と感じている生徒も、体を動かすことの楽しさを感じ、スポーツに関心を持つきっかけとなっています。

今後、実証事業の成果と課題を検証した上で、これらの取組を県内全域に広げていきたいと考えています。

次に、子供たちの声や意見の反映方法についてお答えいたします。

県教育委員会では、地域移行を進めるに当たって、市町村教育委員会等に対し、生徒のニーズ把握を依頼しており、これまで25市町村が生徒を対象としたアンケート調査を行っています。

また、生徒会や部活動のキャプテン等の様々な立場の生徒が意見を交わすワークショップを実施している市町村もあります。

このような取組により、生徒のニーズを把握

し、新たな種目の設置や活動内容等の見直しにつなげているところです。

今後は、このような先進的な取組をさらに県内の市町村に周知していくとともに、様々な機会を通じて、子供たちの意見を丁寧に聴きながら、地域移行を進めてまいります。

県教育委員会としましては、引き続き、地域や市町村教育委員会等と連携し、子供たちが将来にわたりスポーツに継続して親しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 教育長より答弁をいただきました。

活動の中心となる子供たちの声を反映させる取組が進んでいることは喜ばしいと感じました。今後も、この子供たちの声を確認しながら、運動部活動の地域移行を進めていっていただきたいと思っています。

持続可能で、子供たちがやりたいスポーツが安心して楽しめる環境づくりという面では、指導者の確保や運営資金も課題になってくると思います。既に取組を進めている関係者としっかりと連携をしながら、スポーツに継続して親しむ環境づくりを進めていただきたいと思っています。

それでは、次の質問に移ります。

学校給食費無償化の現状と支援について質問をさせていただきます。

昨年政府が発表した少子化対策、こども未来戦略方針を受け、今年6月、文部科学省が全国の自治体の学校給食費無償化の状況を調べた結果を公表いたしました。

2023年9月時点で、全国の3割に当たる547自治体が、公立小中学校の学校給食費を無償化していることが明らかになりました。これは、2017年の調査から6年で約7倍に増えたこととなります。また、多子世帯などを対象に支援要件を設け

ているのは145自治体という結果も明らかになりました。

都道府県単位で見えますと、東京都は、今年1月、都内の区、市町村の学校給食費負担の半額を補助する方針を示しました。これを受けて、東京23区では、4月から、都と区の負担によって、小中学生を対象に、学校給食を無償化することになりました。青森県では、都道府県単位で初めて、10月から県内の小中学校で無償化することです。

このように、学校給食費無償化の動きについては、人口規模の小さい自治体が多かったのに対し、近年では、規模が大きい都市部の自治体にも広がりつつあるのが大きな特徴と言えます。

私の住む玉名市におきましては、物価高騰分を市が負担する取組を行っており、お隣の荒尾市では、小学校の学校給食費を無償化しております。

こうした学校給食費無償化を進めた理由については、652自治体が保護者の経済的負担の軽減、子育て支援と回答しており、その財源は、475自治体が自己財源、233自治体が地方創生臨時交付金と答えています。

この学校給食費無償化を進めるに当たっては、保護者が負担すべきだという意見や国が責任を持って行うべきという意見もありますが、子育て支援を積極的に進めることで、少子化に歯止めをかけ、住みやすいまちづくりを進めたいという自治体の切実な思いが伝わってきます。

学校給食は、適切な栄養の摂取により健康の保持増進を図ることや、日常生活における食事についても、正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うといった意義があります。実際に、給食を楽しみに学校に通っている児童生徒も少なくないのではないのでしょうか。

学校給食費を無償化することによって、子育て世帯の経済的な負担を軽減することだけではなく、集金する手間や滞納の催促をする精神的な負担も軽減されるため、教職員が本来の業務に専念できるメリットがあります。

一方では、その財政的な負担が大きいため、ほかの教育施策に予算を投じることができなくなるのではないかという懸念もあります。実際に、学校給食費を無償化した自治体によっては、継続的な実施が難しい自治体も出てきており、財源が一つの壁となっていることが分かります。

現在、食材費が高騰し、人件費やガス代なども上がっているため、しっかりと学校給食の質と量が担保されているかという点も注視する必要があると思います。実際に、給食事業者の経営が逼迫していたり、場合によっては給食の提供が難しくなった事業者についても報道されたことがありました。

ただ、私は、子供を産み育てたいという県民に対しては、安心して子供を産み育てることができる環境を熊本は整えていますというメッセージを届けることが大切だと考えます。この点に関して、地域による偏りをなくすように県としても努力すべきではないでしょうか。

そこで質問をいたします。

まず、県内の学校給食の実施状況と、その学校給食費を全て無償化するためにどれくらいの予算が必要なのか、次に、本県の各自治体での学校給食費補助等への取組はどのような状況なのか、最後に、今後、県としてどのように支援していく考えなのか、教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 学校給食費無償化の現状と支援についてお答えいたします。

まず初めに、県内の学校給食の実施状況につい

てお答えします。

県立中学校3校を除く公立の小中学校と特別支援学校では、年間約190回の学校給食が実施されています。

議員御指摘のとおり、食材費高騰などの課題がある中、児童生徒に必要な栄養量を確保するため、各市町村では、限られた予算の中で創意工夫を凝らし、児童生徒に安全で安心な学校給食が提供されています。

次に、学校給食費を全て無償化するために必要な予算についてお答えします。

仮に、熊本市を除く公立の小中学校と特別支援学校の学校給食費を無償化した場合、年間給食回数と1食当たりの平均費用を昨年度の児童生徒数で試算すると、毎年約43億円の予算が必要となります。

次に、県内の各自治体での学校給食費補助等への取組状況についてお答えします。

学校給食は、学校給食法により、学校設置者である市町村が実施主体となります。4月現在で、45市町村中14市町村が小中学校の学校給食費無償化を実施しています。また、26市町村が半額または一部補助を行っており、物価高騰分を補助したり、月ごとに定額を補助したりするなど、各市町村の実情に応じた方法で実施されています。

最後に、県としての支援の考え方についてお答えします。

国において、6月に公表されたこども未来戦略方針に基づき実施された学校給食に関する実態調査の結果を踏まえ、今後、法制面等も含め課題の整理を行った上で、学校給食費無償化に向けた具体的方策を検討するとされています。

県教育委員会といたしましては、現状では、県単独での補助には多額の予算が必要になることなどから、学校給食費無償化の実現に向け、全国知

事会等を通じて国に要望を行っているところがございます。

今後も、国の具体的方策の検討状況等を踏まえながら、学校給食費無償化について、県としての支援の在り方を引き続き研究してまいります。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 県内の学校給食の実施状況と無償化に必要な予算、各自治体の取組状況について、教育長から答弁をいただきました。

各市町村の創意工夫により、安全で安心な学校給食が提供されているということですが、その取組には差が生じている点も認識する必要があると思います。

無償化に必要な予算は、年間43億円ということでした。国に要望を行いながら、県として支援の在り方を研究するとのことでした。

私は、住む地域によって保護者の負担に差が生じてしまうという点に対して、各自治体の内情や保護者の声をしっかりと受け止めることも必要だと思います。

国も無償化を検討している最中かと思いますが、実際に自治体や都道府県で先行して無償化を進めていることから、私は、遠からず学校給食費は無償化される時が来ると思います。熊本県として、どういう支援ができるのかを考えていただきますように要望をいたします。

それでは、2つの要望をさせていただきます。

ちょっとこれは珍しい要望でございますが、鷹匠の活用について要望をさせていただきます。

食物連鎖の頂点である猛禽類ですが、動物本来の特性を生かした害鳥対策として、鷹による害鳥駆除があり、環境に優しい害鳥駆除として脚光を集めています。

具体的に、害鳥駆除としては、ハト駆除、カラス駆除、ムクドリ駆除などを行っている事業者が

おり、玉名市でも、ブリヂストン熊本工場内のハトを駆除するのに鷹匠を活用したという話を聞きました。また、熊本県民総合運動公園のスタジアムに集まってくるカラス対策として、鷹匠が活躍したことがテレビで放映されたこともあったようです。

ここでスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

写真は、国内唯一の鷹術専門の企業、株式会社ファルコンウィングの鷹匠の写真です。

鷹は、鳥類の食物連鎖の頂点に位置し、ハト、カラス、ムクドリなど、害鳥にとって最も恐れる存在です。

その鷹を、鷹匠が訓練し、対象となる害鳥のいるところで頻繁に飛ばすことにより、害鳥に対し、生命の危機感を与え、戻ってこない環境をつくるという駆除の方法です。本物の鷹が飛び回るので、効果は絶大で、環境にも優しいのが一つの特徴と言えます。

この工場のハトの駆除に鷹匠を活用した方に伺った際、鷹や馬は日本の文化に欠かせない存在だったという話も伺いました。

次の写真をお願いします。（資料を示す）

この写真は、実際に鷹匠が体験イベントを実施している写真になります。

日本文化と鷹の関係について話を聞いたとき、熊本城のPRに鷹匠を活用することも有効ではないかと感じました。日本文化を教育する素材として、出張授業や人が集まる行事に鷹匠を活用しても面白いと思います。

今後、熊本県は、国際化がさらに進むと思いますが、日本文化を教育する素材として鷹匠を活用していただくことを要望したいと思います。

同時に、野生のハヤブサは、国内希少野生動物種にも指定され、種の保存が図られております



ので、ぜひ鷹の保護にも努めていただきますように要望をいたしたいと思います。

それでは、あと一つの要望をさせていただきます。(発言する者あり)カモも有効です。

ドローン事業者と利用者のマッチングについて要望いたします。

最近、ドローンを用いた技術革新が図られており、撮影以外にも多様な分野で活用が進んでいます。

農業では、農薬や肥料の散布、災害現場では、緊急物資の運送や生存者の確認、様々な分野で活用されるようになってきております。また、工事現場では、測量や点検作業などにドローンが活用されていると認識しております。

こうしたドローンを取り扱うサービスを提供する事業者と利用者をマッチングする際に、どうしても大手企業に依頼が集中してしまうという現状があると、地元の事業者から聞きました。

技術者不足を補い、業務経費を削減するために技術力を磨いている中小企業の立場からすると、サービスを提供する技術はあっても、認知度が低いと、具体的な仕事の依頼が来ないという悩みもあるようです。

もちろん、それぞれの営業努力も必要だと思いますが、国が進める取組を、県としても何らかの形で支援することが求められると思います。

内閣官房では、ドローンに関する情報を共有するプラットフォームを立ち上げ、地域や利用分野ごとに情報を整理し、発信しています。

また、九州では、大分県などが事業者と利用者をつなぐプラットフォームを整備しています。分野ごとに事業者を検索でき、そのまま概算見積りや問合せができるようになっており、利用者目線でよくつくられていると感じました。

私は、ドローンという技術を生かしたい利用者

とドローン技術を磨く事業者がしっかりとマッチングできるような仕組みを、県として整備していく必要があるのではないかと考えます。

ぜひとも、実情や課題などを整理していただき、他県のようなプラットフォームを整備するのがよいのか、何か両者を結びつける窓口をつくるのか、熊本に合った方策を検討していただき、実効性のある対応策を実施していただきますように要望をいたします。

これで全ての質問と要望が終わりました。

これからも、熊本県民のために、知事がいつも言われております、現場に出て人の話を聞くというスタイルで、私も県政に向けて汗をかいてまいりたいと思います。

最後まで御清聴ありがとうございました。  
(拍手)

○議長(山口裕君) 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明21日から23日までは、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る24日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時14分散会

